

民主主義と公共性

大 石 裕

- I 問題の所在
- II 民主主義の危機
- III 公共、公共性、公共圏
- IV 民主主義と公共性の再構成
- V 結び——残された課題——

I 問題の所在

欧米社会を中心に近代化が進み、国民国家が成立し、近代社会は次第に安定するようになった。その過程で民主主義の理念や正当性に関しては、じつに様々な角度から論じ

られていた。ところが、二〇世紀後半からグローバル化が急進展し、社会・文化構造が大きく変容し、多くの国民国家が脱近代社会としての性格を強めるようになった。それに応じて民主主義のあり方に関しても、多くの論議や問題提起が行われるようになった。

そうした論議は、民主主義社会の「現実」を参照しながら、つねに緊張関係の中で行われてきた。近代民主主義がポピュリズム政治に象徴される大衆民主主義 (mass democracy) を中心に構成され、国民国家を単位とする国家民主主義 (national democracy) という性格を有し、維持、存続されてきたことが、民主主義の理念と現実との差異と、それに伴う緊張をもたらした主要因だったと言える。

大衆民主主義に関しては、「大衆社会的状況の進行にもなつて、今日、自由の観念はいちじるしく状況化し、自由の拡散と融解、自由からの逃避と自由の所与化」(三辺一九八一、二〇)という事態が進行し、民主主義の根幹に位置する「自由」の価値が大きく損なわれることになった。そして、「行政国家化、さらには官僚国家化の進展する中で、「危機における大衆喝采と「街頭の民主主義」を利用する人民投票の独裁の可能性と、日常におけるデモクラシーの空洞化と外見化、すなわち議会・政党の無力化と官僚統制」(同)といった傾向が進んできた。それを主たる根拠にして、大衆民主主義に対しては非常に厳しい批判が投げかけられてきた。

一方、国家民主主義については、「近代西欧民主主義は、広汎な領土において主権の国民国家の形成を成し遂げる過程で創出されていった歴史的経緯から、おのずと国家主権と国民の枠組みのなかでデモクラシーに思想と制度とを案出していくべく規定された」(千葉二〇〇〇、二五—二六)ことから、「近代民主主義は当初からナショナリズムによって強く規定されたナショナル・デモクラシーであった」(同、二六)と説明されたことがある。

大衆民主主義と国家民主主義を中心に論議されてきた民

主主義の理念と現実、そこに公共性、公共圏の視点を組み入れ、交差させることで浮上する様々な問題を検討し、そうした視点がどの程度有用かを検証すること、それが本稿の主たる課題である。以下では、いくつかの民主主義論を参照しながらも、大衆民主主義と国家民主主義という現実を前提として、公共性、公共圏をめぐる論議とその実態に関して検討する。

その際、「プロセスとしての民主主義」という観点から考察を試みることにしたい。^[1]すなわち、民主主義体制や制度がどのように実践され、それらが再生産あるいは変容してきたかという問題関心が中心になる。その際、公共性、公共圏、そして「公共的なもの」に関する日本での理論的な受容、論議に関して再検討する。従つて、本稿は政治学、社会学、メディア論などに関わる理論的な展開を跡づけるという作業、すなわち学説史という面を強く意識しながら進めることになる。また本稿は、「メディアの公共性」あるいは「メディアと公共性」へと論を進めるための準備作業として位置づけられるものである。

Ⅱ 民主主義の危機

1. 民主主義の特徴と基本的要件

民主主義とは一般に、被治者である国民、一般市民が、自らの属する社会における意思決定の制度について選択可能という理念・思想であり、その実現を図るための実践と見なされている。被治者である一般市民は、直接であれ間接であれ、統治者を選出でき、同時に一連の政策過程に影響を及ぼすことができる政治体制、そして被治者自身が統治者になる可能性が存在している政治体制、それが民主主義だと言える。なお、ここで言う政策過程とは、公的・社会的な問題の解決をはかることを目的とした、政策の立案、審議、決定、執行、評価、という一連の過程を指し示す。

近代社会において、民主主義社会の成立や発展を先導してきたの言うまでもなく近代西欧型民主主義であるが、その特徴としてかつて以下の三点があげられたことがある（千葉二〇〇〇、二五―二七）。

第一は、主権的国民国家の形成を成し遂げる過程で創出されていった歴史的経緯から生じた、前述した国家民主主義という特徴である。第二は、国民国家という概して広範

な領域に民主主義を定着させる必要性から、法の支配（立憲主義）、三権分立、政教分離、代議制（議会主義）、複数の政党制、官僚制、選挙制と投票制、国民の基本的人権といった、種々の統治上の仕組みを創出するという特徴である。第三は、近代西欧民主主義を駆動したイデオロギーが、実は民主主義だけではなく、むしろ主力は自由主義であったという特徴である。自由主義が主力であったということは、個人の諸権利や自由の価値にコミットする政治的自由主義とともに、経済発展にコミットする経済的自由主義が介在していた。そして、政治的自由主義と経済的自由主義との間にはしばしば齟齬が見られた。

近代民主主義は、国家民主主義の枠内で、社会の諸領域における自由な活動を保障・拡大し、また国民^①一般市民に対し様々な手段によって国家機構の活動や構成に影響を及ぼしうることをやはり保障・拡大してきた。かつてロバート・ダールは、多元主義論の立場から、民主主義の成立要件として以下の項目を掲げた（ダール 一九九一―一九九二、一〇六―一〇八）^②。

① 政府の政策決定についての決定権は、憲法上、選出された公職者に与えられる。

- ② 選出された公職者は、ひんぱんに行われる公正で自由な選挙によって任命され、また平和的に排除される。
- ③ 実質的にすべての成人は、選挙での投票権をもつ。
- ④ ほぼすべての成人はまた、選挙で公職に立候補する権利をもつ。
- ⑤ 市民は表現の自由の権利をもつ。それは現職の指導者や政権党への批判や異議申立てをふくみ、司法・行政官僚によって実質的に擁護されていなければならない。
- ⑥ 市民は情報へのアクセス権をもつ。情報は、政府その他の単一組織によって独占されてはならず、またそれへのアクセスは、実質的に擁護されていなければならない。
- ⑦ 市民は政党や利益集団をはじめとする政治集団を設立し、またそれに加える権利をもつ。

これらの要件のうち、①から④までは選挙と関連している。⑤と⑥はメディア、コミュニケーション、ジャーナリズム、そして一連の世論過程と深く関連する表現の自由と情報へのアクセスに関わるものである。⑦は、政党、そして圧力団体や利益集団の影響力を高く評価する、(利益集団)多元主義論としての民主主義論が重視する項目である。

2. 苦悩する民主主義

これまで述べてきた民主主義の一般的な特質、そして基本的要件が法制度的に整備されていることは、民主主義、そして民主化の成熟度を測る重要な尺度であることは論をまたない。近代民主主義は、前述した国家民主主義の枠内での大衆化の進展によって、大衆民主主義も常態化し、それから派生するポピュリズム政治の問題がメディア政治との関連から論じられ、批判されるようになった。ここではウォルター・リップマンの言葉を借りて、二〇世紀前半のアメリカ民主主義の一つの、しかし重要な側面を明示してみる。

「個人は公的な事柄すべてに意見を持つわけではない。公的な事柄を指図するやり方もわからない。何が起きているのか、なぜ起こっているのか、何が起きるべきなのかわからない。彼がどれほど知りえたか私には想像できず、民衆の無知を結集すれば公的な事柄に持続的な指導力が生れるとする神秘的な民主主義者の考えには、まったく根拠がない。」(リップマン一九二五＝二〇〇七、二七―二八)

リップマンは当時のアメリカ政治をこう観察し、その上で楽観論を厳しく批判し、拒絶した。彼は大衆の政治的

「不作為」や政治的無関心に対しても痛烈な批判を加えたが、民主主義を貶めるそれらの傾向が、当時のアメリカ民主主義社会に対する大衆の「幻滅」から生じていると断じていた(同、一四―一五)。

大衆の政治的な無関心やシニシズムは、リップマンに大衆社会や大衆民主主義に対する強い警戒感をもたらし、リップマンは第二次世界大戦後、ジャーナリストとしてだけでなく、大統領の顧問的役割を果たすなど、政治の現場にも関与するようになった。しかし、大衆民主主義に対する厳しい姿勢は一貫していた。民主主義政治に対する大衆の不作為や幻滅は、アメリカの政治社会において日常的に観察されていたからである。⁽³⁾

二〇世紀、そして二一世紀においても、民主主義の中心に位置する大衆民主主義は、アメリカだけでなく多くの社会において様々な角度から検証、批判されてきた。日本でも、大衆(社会)の自由の危うさに対する危機意識は、絶え間なく表明されてきた。例えば丸山眞男は、自由を「形式的自由(である)」と「実質的自由(する)」とに分け、「形式的自由が完全に実現されれば自ずから実質的自由はもたらせられるという信仰が長く自由主義の生命を形造ってきた」(丸山 一九七六、三六三)と述べ、そのうえで大

衆(社会)の自由の問題に関して次のような見解を示した。

「ドイツ・ファシズムが政治的自由と寛容の真只中から、まさにその形式的自由を足場としてあの凶暴な支配権を獲得したとき、自由主義の悲劇は頂点に達した……。形式的自由の実質的自由への必然的転化ということは……すでに信ぜられなくなった。」(同、三六三―三六四)

自由主義を前面に掲げる民主主義の困難さは、ファシズム国家だけでなく社会主義国家によってももたらされることになった。以下の指摘は、その状況を巧みに要約している。

「一方では資本主義の根本的な揚棄をめざす社会主義国家が実現し、他方では資本制社会の鬼子としてのファシズムが猛威を振い、個人自由主義(レッセ・フェール市場、私的自治の原則)は左右両翼から深刻な挑戦を受けることになった。資本主義国家が政府の公共政策や公共サービスを通じて、国民の需要に応え、社会の問題の解決に努めるのは、そうした左右の独裁制からのチャレンジに対応する意味を持っていた……。」(小林 一九八九、三〇)

この見解は公共性に関して論じる中で行われたものであ

り、民主主義に重要な基盤を提供してきた「個人自由主義」の困難さに関して、思想の面だけでなく政策などの「現実」についても端的に言い当てている。国民の間の経済格差の拡大を必然とする自由主義は、社会主義国家とファシズム国家からの挟撃という経験から、その程度の差はあれ、歴史的には社会保障の整備などによる福祉国家化を志向することになるからである。⁴⁾

民主主義に影響を及ぼしてきたもう一つの重要な要因は、グローバル化である。国境を超えた人、モノ、情報の往来の急増というグローバル化は、地球規模での大規模かつ急激な社会変動を生じさせた。一九八〇年代後半から九〇年代前半、ソビエト連邦を中心とした社会主義国家の崩壊により冷戦は終結したが、その傾向を加速させた要因の一つが衛星などの情報通信技術によるグローバル化の進展であったという指摘も存在していた（NHK取材班 一九九〇、参照）。

当時のグローバルな政治社会変動を観察しつつ、フランシス・フクヤマは『歴史の終わり』の中で、「経済の近代化をはかる国はすべて、しだいに似通ったものになっていく。……こうした社会は、世界的な市場や普遍的な消費文化を通して、互いにますます密接に結びつくようになる」

（フクヤマ 一九九二＝一九九二（上）、一九）と述べ、以下のような見解を示した。

「旧ソ連の弱点を理解するには、経済的な困難という問題を、それよりはるかに大きな危機、つまり体制全体の正統性にかかわる危機という脈絡のなかでとらえなくてはならない。経済の失敗は共産主義への信念に対する反発を引き起こし、社会の基礎構造の弱さを露呈させたが……全体主義のもっとも根本的な失敗は、思想をコントロールしそこなったことにあるのだ。旧ソビエト市民は、いまにしてわかることだが、自立の精神をずっと失わずにいたのである。」（同（上）、七三）

当時、フクヤマが経済自由主義の卓越さと欧米民主主義の優位性を主張していたのは確かである。⁵⁾ところが知られるように、後にフクヤマはこうした見方の修正を余儀なくされ、いくつかの論考を発表していくことになる（フクヤマ 二〇二一＝二〇二二、参照）。実際、『歴史の終わり』の発刊から約三〇年後に、読売新聞のインタビューにフクヤマは以下のように答えている（読売新聞「冷戦終結三〇年」識者に聞く 二〇一九年二月七日）。

「この三〇年で何が変わったか」という最初の問いに對

して、「民主主義が肯定的なものではなくなった。民主主義が大きく拡大した後、今は収縮の時代に入っている。中国やロシアなどの権威主義国家が台頭し、民主主義国でもポピュリズム（大衆迎合主義）が目立つ」と答えている。

次に、「ロシアや東欧で民主主義が後退した理由は何か」という問いに対しては、「民主主義の精神が完全に死んだかどうかは定かではない。問題は、共產主義体制を人々がもう覚えていないことだ。民主主義国であることが当然になったので、守ることよりも移民やグローバル化などの問題に関心がむくのだろう。ロシアの問題は、一九九一年に超大国の地位を失ったことに、人々が憤っていることだ。プーチン大統領にとって、この憤りを自身への支持に変えるのは簡単なことだ」と答えている。

これらの回答は、二一世紀以降、民主主義が縮小、退潮してきたという時代診断にはかならない。関連して次に取り上げるのは、民主主義の効用に対する疑問の高まりという、かなり異なる視点からの見解である。

「人々が民主主義を好むのは、人民による政治や国民の平等といった民主主義の理念を信じているという理由だけではない。人々が民主主義を好むのは、そこから得る

ものがあるから、民主主義によって生活が豊かになり、明るい未来を描けるからです。その恩恵が受けられなくなると、人々は民主主義に批判的になっていきます。」（モンク 二〇一八、二〇）

この発言で注目すべきは後段の主張、すなわち経済的な豊かさが民主主義を支持する有力な根拠であると率直に述べた部分である。なぜなら、経済発展と民主化の進展の関連はこれまで多くの論者によって指摘されてきたが、同時に、一般市民と国民の間では民主主義の理念や正当性が一定程度共有されることが想定され、期待されてきたにもかかわらず、そうした想定や期待は十分に満たされていなかったからである。モンクは続けて、資本主義と民主主義の二人三脚が崩れつつあると評し、「その二つが両立するシステムを築く」必要がある、また「民主主義が資本主義を制御するツールとしての役割を果たすようなシステム」（同、二三）を作り上げることが必要だと主張する。

二〇世紀後半から、資本主義が一段とグローバル化し、競争原理が過剰に作用することで、国家間の経済格差が一段と拡大し、さらには地球環境問題など解決すべき諸問題が次々と生じ、深刻化してきた。この傾向は、アメリカを

はじめとする主要国、国際連合をはじめとする国際機関の統治能力や問題処理能力に対する疑問や批判を一層強めることになった。加えて、冷戦終結後にかえって国際秩序の安定度が減退し、世界各地で地域紛争が続発するようになったことも、きわめて重要である。経済力で比較優位に立つ欧州各国への移民の数が急増し、それが社会問題化し、社会不安が増大するようになった。

アメリカをはじめ多くの先進国内においても、様々な社会問題が噴出し、政治的、経済的、社会的な亀裂や分断が一段と顕在化するようになったのは周知の通りである。自由民主主義体制に属し、比較的社会的安定がはかられてきた先進国において、民主主義が順調に機能しなくなり、現行の民主主義体制に対する社会的な不満が高まるようになったのである。

日本社会でもこの種の問題に対する危機感が高まり、ジャーナリズムや論壇においてさかんに論じられるようになった。一例として、「国際政治、民主主義の退潮を食い止めよ、ポピュリズムが社会をむしばむ」と題した読売新聞の社説（二〇一九年五月四日）を引用しておく。この社説では、二〇一六年に生じた、イギリスのEU離脱をめぐる国民投票、そしてドナルド・トランプが勝利を収めたアメ

リカ大統領選挙の結果を総括しつつ、以下のように論じている。

「この三〇年、大国間の戦争は起きなかった。韓国や南アフリカ、チェコなどで民主化が進展した。冷戦終結の「果実」だろう。人やモノ、カネ、情報の移動の速度は格段に上がり、グローバル経済とインターネットの普及は、新たな産業や快適な生活をもたらした。にもかかわらず、閉塞感を拭えないのはなぜなのか。

欧州と米国で近年、連鎖反応のように広がる動きがある。既成政党やエリート層に対する不信、自国第一主義、移民への敵視だ。グローバル化と技術革新から取り残された人々の反発を、ポピュリズム（大衆迎合主義）的な政治家や極右政党がおり立て、既存の支配層を脅かす。グローバル経済で格差が広がった。国際機関や国際協定への参加で政府の権限が制約された。こうした事情が背景にある。」

この見解は、民主主義の縮小傾向を警戒するフクヤマの先の主張と多分に重なる。この社説は続けて、中国・ロシアの現在の政治体制である権威主義を強く批判しながら、「内部対立が露呈しやすく、合意形成に時間がかかる民主政治と比べ、強権政治が政策の迅速な遂行に有利なことは

確かだ。だが、ネット空間を含めて情報や言論を統制し、国民の基本的人権を侵害する統治は、決して容認できない」と述べる。ここでは、民主主義の危機、民主主義体制の脆弱性を率直に認めながらも、一方では自由や人権の重要性を主張することで、民主主義を「救済」することの必要性和妥当性が主張されている。

Ⅲ 公共、公共性、公共圏

1. 公共性（概念）の複雑さ

民主主義に関わる諸問題、危機についてこれまで概観してきた。ここでは、問題関心を公共、公共性、公共圏へと移して検討する。民主主義の制度や仕組みはじつに多様であるが、公共性の概念の意味も多様かつ曖昧であり、種々の解釈が存在し、種々雑多な文脈の中で用いられてきた。

本稿でも度々言及してきたリップマンは、公共哲学という用語、概念を用いて公共性に関して論じる必要性を強く主張していた。リップマンは公共的利益に関して、「もし人々が明晰に見て、理性的に考え、私心なく博愛的に行動するとすれば、選ぶであろうものと推定することができよう」（リップマン 一九五五＝二〇二三、四一）と述べる。

そして、公共的利益の実現を図る思想の総体が公共哲学であると考え、公共哲学が機能することにより公的・私的な基準が設定され、自由の諸制度と民主主義の成長が推進され、促され、保護されてきたと考えた（同、九三）。その上でリップマンは、二〇世紀前半の欧米社会を主たる対象として、公共哲学の「失墜」と「刷新」について多面的な考察を行った。

リップマンの思想を紹介しつつ、日本において公共性の政治学という課題に早い段階で取り組んだ阿部斉は、「公共とは正統化の根拠」（阿部 一九七三、六）になりうるという見解を示し、公共性の本源的な意味、特質として「公開性」と「共通性」を掲げた（同、八一―九）。日本でも公共、公共性、公共圏に関しては活発な論議が波状的に展開されていたが、齋藤純一はそうした国内外の研究成果を踏まえながら、公共性の主要な意味を以下のようにまとめた（齋藤 二〇〇〇、Ⅷ―Ⅸ）。

第一は、国家に関係する公的なものであり、強制、権力、義務といった響きをもつという意味である。第二は、すべての人びとに関係する共通のものという意味である。これは、共通の利益・財産、規範、関心事。特定の利害に偏らないというポジティブな含意をもつ反面、権利の制限や

「受忍」を求める集合的な力、個性の伸長を押さえつける不特定多数の圧力も意味する。第三は、誰に対しても開かれていたという意味である。誰もがアクセスすることを拒まない空間や情報という意味が備わる。

斎藤は、公共性に関するこれら三つの意味が、互いに抗争関係にあることに注意を促した。公共、公共性、公共圏は、それぞれ矛盾した多種多様な意味を抱え込んできたと言うのである。それでは研究系譜の中で、これらの概念はどのように位置づけられ、論じられてきたのであろうか。以下では、これまで言及してきた基本的前提や視点を参考にしつつ、公共性をめぐるいくつかの重要な論点を紹介し、再検討してみる。

まず、フランクフルト学派の中心人物の一人であったテオドル・アドルノの見解を取り上げる。アドルノは、『公共性 (Öffentlichkeit) — それは本来いかなるものか?』というラジオ番組 (一九六四年三月一日、南西ドイツ放送局) の中で、「社会的意識の決定的な形態としての公共性とは、本質的に論争的な意味を持ち、ただその論争的な位置からのみ生じてきたような概念」(アドルノ 一九六四 Ⅱ二〇一九、七二) と述べた。公共性を一義的に定義することの困難さを認めていたのである。一方で、「公共性は

民主主義に特有の概念」(同、七二) と主張し、当時の先進社会の公共性の状況について次のような批判を加えた。

「人間が……互いに疎外され、そして公共性自体もまた、本来あらねばならない姿の反対に成り下がっている、すなわち、公共性は、その本質にしたがえば物的でなく、生きた人間の関係性なのですが、まさにそれが物象化された形態に成り下がっている、という事実です。」(同、七三)

アドルノは人間関係の「物象化」、すなわち商品価値への置き換えが資本主義社会の中で進出したという認識をもち、公共性の現状を否定的に評価したが⁽⁶⁾、同時に様々な要因によって生じ、維持される人間同士の多様な社会関係の中に公共性の本質を見出していた。なお、民主主義の根幹に位置する選挙制度と公共性を関連させつつ、次のようにも語っている。

「国民全員が独立して自律的な意識を持つて意思形成を行う能力を有している、ということが期待される民主主義において、その前提は、投票箱で決定を下さねばならない出来事の事実についての知識を国民が有しているという状況なのです。そう考えると、公共性とは、自律的な国民に、彼らの生

活や政治的決定にとって極めて重要な価値のあるまさにその事実を伝達するもの全ての総体に他ならないでしょう。」(同、七四)

アドルノは、公共性のあるべき姿とは社会の重要な価値ある事実を有権者、国民に伝えること、そして事実を伝達する諸個人や組織が公共性の担い手になることと考えた。公的な問題に関する国民の間での情報の共有を促し、それにより社会関係を(再)生産する過程、その中心的な役割を担うメディアが民主主義において公共性の重要な要素だと主張したのである。また、公共性の有する本質的問題に關して次のように述べている。

「一方では、民主主義はたしかに公共性を必要としますが、他方ではしかし、個別利害と一般的利害の一致が私たちの生きる世界では実現されないもので、絶対的な公共性が同時にまた、個人にとって不当なものとなる傾向がある……。」(同、七九)

ここでは、公共性の権力的側面を明るみにする一般的利害と個別利害との関係性、すなわち「絶対的な公共性」の存在が問題にされている。この見解に關しては、「公共性

には権利の制限や「受忍」を求める集合的な力、個性の伸長を押さえつける不特定多数の圧力も意味を備えている」という前掲の齋藤の指摘、加えて「価値観の対立においては、対立競合する各々の価値観が、私的利害に優越する公共性は自らにこそ承認されるべきことを要求する」(井上一九九九、九一)という主張が参考になる。

「絶対的な公共性」という言葉に象徴される、一般的利害としての公共性が有する優越性や権力性については、選挙で選出された議員によって構成される議会に言及しながら行われた、「私的個人は国民代表を通路とし、国民的同一性を前提として、議会における討論と説得による多数決を通じて発見される一般意思＝公共規範へと統合される」

(三辺 一九八一、一八)という指摘がある。この指摘によれば、私的個人が抱く価値観、それに基づく主張や利害は、民主主義の制度的取り決めを通じて、国民国家レベルでの公共性、すなわち「一般意志＝公共規範」に統合されることになる。また、同意の調達や合意形成が目論まれ、あるいは多数派の(再)確認が実行された場合、それは「同意や合意、あるいは多数決を通じた支配」に通じることになる。それと関連して、「公共の秩序と安全は、一方において、人びとの自由を制約し、剝奪するものであるが、それ

は同時に、まさに人びとの自由をまもるためのものとして正当化される」(齋藤二〇〇〇、一〇〇)という公共性の両義性に関する見解も掲げておく。

ここで留意すべきは、公共性の重要かつ実践的な局面である公共の秩序と安全の確保を図る場合、自由の擁護と同時に自由の制約、剝奪という事態も生じうるという点である。これまで見てきたように、公共性と民主主義、そして公共性と自由の関係はきわめて複雑であり、矛盾をはらむものである。この点を認識したうえで、以下では西欧社会とアメリカ社会の民主主義論の差異を意識しながら、公共性の意味に関して考察を行うことにしたい。

2. 「公共性」が意味するもの (一) —— 西欧社会 ——

公共性の概念の複雑さ、難解さを前提としながら、公共性という言葉、概念そのものの意味を整理してみる。ユルゲン・ハーバーマスは公共性(公共圏)という言葉、概念の使用に関して以下のように要約している。

「公共性そのものは、一つの生活圏という形で現われる。公共生活の領域は、私生活の領域に対立している。それはしばしば端的に公論の勢力圏として現われ、公権力にはかえっ

て対立している。あるときには国家機関が「公共の機関」にかぞえられるのに、あるときには、新聞のような公衆の意思疎通に奉仕するメディアが「公共機関」(公器)にかぞえられるのは、このためである。」(ハーバーマス 一九九〇＝一九九四、一二―一三)

ハーバーマスはこう述べた後、『公共性の構造転換』の中で市民社会の成立と公共性の関係について歴史的な検討を行っている。ハーバーマスのこれらの研究などを参照しながらルキアン・ヘルシャーは、公共性は「(一八世紀後半から)絶対主義以降の国家における市民的支配要求の特別な政治的―道德的資格をも指し示すようになる」(ヘルシャー二〇〇八、三)と説明する。続けて、この概念は一九世紀には以下に示す「二重の意味」を有するようになったと考える(同、五―七)。

第一は、「批判的・規範的」な意味である。一九世紀、公共性には「リベラルな国家論における批判的機能」、すなわち「体制から締め出されてきた市民的公衆による、法的に保証された国家制度の制御可能性の総体」という意味が備わっていたと言うのである。それゆえ、公共性の概念はジャーナリズムの中へと持ち込まれ、以下の三つの政治

的な公共性（あるいは公開・公表）として具体化されるようになった。それは、①議会交渉の公開、つまり議会交渉への公衆の直接参加および議事録の完全な公表、②裁判とりわけ刑事訴訟の公開、③出版および文書流通一般の公開であった。

第二は、「社会学的・記述的」な意味である。この意味は、一九世紀初期から公共性の概念と結びつくようになったメディアの観念と深く結びつく。この時代、国民生活全般がメディアのなかで展開できるようになった。結果、公共性、公共圏は、拡散的で明確な境界がなく、精神的・物質的交換の多様な形態によつて結びつけられた社会的単位という意味を獲得するに至った。それにより公共性、公共圏は公論の意思表示の主体となり、受動的意味からしだいに解放されるようになった。

ところが、第一次世界大戦後、公共性の「批判的・規範的」かつ「社会学的・記述的」意味の有する理念が「幻想」であることが暴露されることになった（同、七）。というのも、議会主義の基礎となる批判的な公共性の理念が、「真実と正義を集合的な討議過程の成果として出現させるというリベラルな要求を、いまやますます充たすことができなく（なり）」、一九世紀初期の市民社会が「二〇世紀の

産業的で匿名的な大衆社会に転換する」という状況が生じ、「公共性に対する評価は否定的なものに（なった）」（同）からである。

こうした歴史の変遷を踏まえながら、次に公共性のより原義的な意味について見てみる。ベルンハルト・ペータースは、「公的 Öffentlich」と「公共性 Öffentlichkeit」には、以下に掲げる三つの意味が備わることを指摘する（ペータース二〇〇八、一一―一五）。

第一は、「制度化された行為圏」である。「公的」概念を「私的 (privat)」概念と対比した場合、「公的」は「私的」と根本的に異なる規範的性格をもつ社会的な行為・責任領域となる。ここで公共性として語られるのは、近代の法的——政治的な国家的共同体であるが、この共同体の枠組の中で下される決定は、万人にとつて拘束的という意味で公的というわけではない。なぜなら公的な事柄というのは、共通ないし普遍の利益（公益）の中で、共同体の構成員による統制と参加のもとで決定されなければならないからである。

第二は、「コミュニケーションと知ること」である。この場合、「公的／公然 (öffentlich)」と関連するのが、「私的」、「秘密 (geheim)」と二つの概念である。ここで

いう「公共（性）」とは、程度の差はあれ、自由にアクセスできる社会的な行為圏を指す。また、社会的行為者が開かれた公衆に向き合うか、少なくともそのような公衆の眼にさらされる社会的な行為圏を指す。

第三は、これら二つの意味と区別され、より進んだ解釈と見なされるもので、それが「強調された意味での公共圏」である。この場合、公共圏は、特定のコミュニケーション構造をもった集合体や、「公論」が形成されうるコミュニケーション的行為の領域を指す。公的な事柄の規制に関して民主的な政治的共同体の成員は、公的に強制されることなく、自らの意見や意思を形成する領域が存在し、それが公共圏というわけである。

公共性の意味の多義性はこのように要約されている。次に注目すべきは、二〇世紀に生じた大衆社会への転換によって公共性の評価が否定的になったという、前掲のヘルシャーの指摘である。これは大衆社会論批判を起点とした、先に引用したアドルノの公共性論と共通するだけでなく、大衆社会批判そのものである。

大衆社会批判の視点は共有しながらも、批判的公共圏という観点から規範的な公共性（概念）の構築あるいは復活に強い関心を示したのが、アドルノをはじめとするフラン

クフルト学派の一群の研究者であり、その代表的論者の一人がユルゲン・ハーバーマスであったのは周知の通りである。ヘルシャーはハーバーマスの公共性論に関しては、

「公共性概念の社会政治的前提の社会学的反省」によって、「規範的な公共性概念、そのものの社会学化を促進する」と評し、また公共性の担い手としてのジャーナリズムが構築する「批判的公共圏」にも言及している（ヘルシャー二〇〇八、八）⁷⁾。なお、「規範的公共圏」論に関しては、「実態的公共圏を評価ないし批判する公共空間」としてとられ、また「理性的な市民社会的公共圏は、効率と欲望を重視する大衆的公共圏に転換する……。現代社会においては、大衆的公共圏が支配的であるが、これに対抗する新しい市民社会的公共圏が形成される」展開図式として要約されたことがある（樫山二〇一五、二一六―二二七）。

公共性、公共圏に関する一連の思想的、理論的系譜のなかでのハーバーマスの位置づけに関しては、テリー・イーグルトンの以下の記述が参考になる。

「ユルゲン・ハーバーマスがアドルノの後継者といえるのは、科学としてのマルクス主義の概念を排除し、革命的プロレタリアートの意識に、いかなる特権性も認めてないからで

ある。しかし、アドルノが、芸術と否定的弁証法以外に、システムに立ち向かう手段をほとんど提示しなかったのとは対照的に、ハーバーマスは、システムに立ち向かう方途をさぐるべく、コミュニケーション言語のゆたかな可能性に眼をつける。」(イーグルトン 一九九一―一九九六、二二六)

イーグルトンは続けて、ハーバーマスのイデオロギー観を次のようにまとめている。

「ハーバーマスにとってイデオロギーとは、権力によって体系的に歪められたコミュニケーション形式である……。イデオロギーとは、支配のための媒体となつて、組織された権力関係を正当化するのに貢献するディスクールなのだ。」(同、二二六―二二七)

(ネオ・)マルクス主義と通底するこうしたイデオロギー観から公共性、公共圏に関して論じ、同時にコミュニケーションの合理性へと展開していったハーバーマスの思想が、ハンナ・アーレントの影響を強く受けたことは広く知られている。⁽⁸⁾ それに関連して阿部斉は、前述したように公的領域(公共空間)の特性を「公開性」と「共通性」に求め、アーレントの思想を参照しながら「公的領域とは端的

に政治的領域」になるとらえ、また「公的なものとは、その意味や価値が万人の自発的参加を通じて判断される存在」であり、「同時にそれが万人と何らかのかかわりを持つ存在」であるがゆえに、「公的なものとは人々の関心の共通な対象」とアーレントの公共性論を解説している(阿部 一九七三、八一―一〇)。ちなみに、アーレントがハーバーマスに及ぼした影響の中心部分は以下のように要約されたことがある。

「ハーバーマスはアーレントのポリスの公共性から「対話」(lexis)と「共同の行為」(praxis)という公共性概念の原型を受け継いだ。そして政治的な公共性は、歪められないコミュニケーションにおいてのみ正当な権力を生み出すというアーレントの主張を継承しつつ、「大衆社会化による公と私の浸食」を「システムによる生活世界の植民地化」と読み替え、規範的理想としての「ポリスの政治的共同体」を「理想化されたコミュニケーション共同体」に繋いでいる。」(三上 二〇一〇、六七)

他方、アーレントとハーバーマスの公共性論の違いについては、「アーレントは古代ギリシアのポリスを、ハーバーマスは近代初期のブルジョアジーによる討議空間をモデ

ルとしながら議論を展開させた」ことから、「近代社会を総体として批判する」のがアーレントであり、「(近代社会)を最終的に擁護する」のがハーバーマスであるという説明もある(権二〇一八、六〇―六二)。加えて、コミュニケーション・メディアに関する両者の評価の違いを明示した以下の指摘は大変参考になる。それは、「(コミュニケーション・メディアは)公共性の基盤でもありうる」と同時に、それを掘り崩すものでもありうる、という両義性への評価の違いが、アーレントとハーバーマスの間での近代という時代への態度のズレの主因」という見立てである(稲葉二〇〇八、一二七)。すなわち、コミュニケーション・メディアが「市場経済の両義性、すなわち公共圏の基盤にもなりうる」と同時に、資本主義として公共圏そのものを破壊するかもしれない」という両義性、すなわち「コミュニケーションの理性的理性が道具的理性の上手をいく」可能性にハーバーマスが賭けたのに対し、「コミュニケーション・メディアをはじめとする人工物の群れは、まさに人工環境、第二の自然として人間を包囲していく」とアーレントは考えたと言っているのである(同、一二七)。先のイーグルトンの言葉を借りるならば、ハーバーマスは「コミュニケーション言語のゆたかな可能性に眼を(つけ)」、望みを託してい

た。それゆえに、ハーバーマスは近代を「未完のプロジェクト」としてとらえる「近代主義者」として位置づけられることになる。

いずれにしても、ハーバーマスの思想はアーレントの思想と交差させながら様々な観点から論じられてきた。その中で、ハーバーマスの公共性、公共圏をめぐる思想、理念は、資本主義の枠内での大衆社会化の進行という「現実」と、メディア政治化の一層の進展という「現実」が生み出す様々な問題に対する規範的な観点からの有力な解答として注目され、多くの論議を呼んできた。

3. 公共性が意味するもの (二) —— アメリカ社会 ——

アドルノやハーバーマスなどのヨーロッパ(なかでもドイツ)を出自とする政治思想とは別に、二〇世紀初頭にアメリカでいち早く公衆、公共性の問題をめぐって刺激的な論稿を発表していたのが、先に言及したウォルター・リップマンである。リップマンと活発な知的交流を行っていたジョン・デューイも当該領域の重要な論者の一人であった。前述したように、大衆(社会)批判の急先鋒として知られるリップマンは、「(大衆の)主権がフィクションであることとはわかっている。理論上君臨しても、実際に統治するこ

とはない」(リップマン 一九二五〇二〇七、一〇)と述べた。そして、大衆の政治的不作為に関しては、彼らに「同情」する言葉を投げかけながらも、次のような悲観論を提示した。

「民主主義や選挙に関する」非難に値する山のような不作為の罪により一般市民が表明する幻滅に、もはや取り立てて新しいところはない。……私は彼の心中を察する。不可能な任務を負わされ、達成できない理想を実現するよう求められているからである。」(同、一四)

リップマンは、デイヴィッド・リースマンが『孤独の群衆』の中で提示した「他人指向型人間」に共感しながら、『自由からの逃走』(エーリッヒ・フロム)を連想させるような、大衆と自由との間に存在するきわめて深刻な問題に関して印象的な言葉を残した。その一部を以下に記しておく。

「大衆は、自由がもたらす解決しえない困難を処理できず、公共的で共通の真理を共にできなくなることには堪えられないので、自由に反対して立ち上る人々である。今世紀の自由民主主義諸国において知った自由の原理と実践の中には、自分

たちの必要に対する解答も、苦悶に対するいかなる救済策も、見つけられなかったのである。大衆の経験には方向感覚の深い喪失があり、そしてその心にある観念と魂の必要とのあいだには、根本的な断絶が存在している。」(リップマン 一九五五〇二〇三、一〇四)

リップマンとデューイは互いに強く意識しながら、(政治あるいは市民)教育の問題など大衆(社会)と民主主義の問題に関して多くの研究成果を残した。実は両者の見解には多くの共通点がある。実際、デューイは急速に大衆化が進展するアメリカ社会を念頭に、「新しい公衆を形成するためには、その公衆自体が既存の政治上の諸形態を打破しなければならぬ。……だが……このようなことを実行するのは非常に困難である」(デューイ 一九二七〇一九六九、三六)という悲観的かつ批判的な見方を示していた。

デューイが当時の民主主義に対して下した診断は、リップマンと同様に大変厳しいものであり、「人間関係の新しい時代」はそれに値する政治機構を持っていない。民主主義の公衆は大体において今なお不完全で未組織な状態にある」(同、一二三)と断じていた。「普通選挙権」をはじめ民主主義の制度化が進んできた一方で、近代社会では民主

主義の理念に対応した新たな社会関係や組織化はいまだ不十分であるというのが、ここでの評価である。民主主義的公衆が未組織ということは、民主主義に対応した公共性、公共圏がいまだ社会的に十分に形成されていないという主張にほかならない。

その一方で、「リップマンのいう公衆は、事実上「国民」であった。デューイの公衆は、影響力の大きさと範囲に相關的な仕方、さまざまに大きさと様態で成立する」(山岡二〇一〇、三八)という指摘は、両者の視点の差異を知るうえで重要であるし、興味深いものである。さらには、リップマンが公共哲学の復権という主張の中で、自然法への伝統回帰を主張したのに対し、「デューイが訴えているのは、民主主義の倫理であった。……大社会において公衆が衰退したのは、既存のコミュニケーションのあり方が、新たな環境に適合しそなつたからであり、科学的な精神によってコミュニケーションを改善するならば、この危機を克服できると彼は考えた。そして「科学的」ということでデューイが理解していたのは、実は倫理的要素であった」(同、四〇)という見解も示唆に富む。

加えて、世論形成をめぐる両者の見解の差異を要約する次の主張にも相応の説得力があると思われる。

「グレート・ソサエティあるいは大衆社会の世論形成において専門家はたず重要な役割について両者の認識は交差するものの、リップマンはテクノクラート主導の社会工学的な世論形成が望ましいと考えているのにたいして、デューイは世論形成の主体はあくまでも公衆であつて、専門家は科学的知識を社会に提供して進歩的な世論形成を側面的に支援するパートナーとして提えられている点で、かれらの見解は決定的に異なっている。」(岡田二〇〇三、一八二)

これが、「リップマン・デューイ論争」と呼ばれる重要な一面である。デューイは確かに、アメリカが今後「不斷に拡大し続け、また複雑に分枝する結合(連合)的活動の諸結果がことばの完全な意味において熟知され、その結果組織された明確な「公衆」が出現するような社会」(デューイ一九二七＝一九六九、二〇四)、すなわち「大共同社会(great community)」へと変貌をとげるといふ期待を抱いていた。また、民主化の推進力に関しても、次のような見解を示していた。

「最も高度な、最も困難な種類の研究と、精巧で、微妙で、

生気に満ち、かつ敏感なコミュニケーションの芸術とが、伝達と普及のための物理的な機構を手に入れて、それに生命を吹きこまなければならない。機械の時代がこうしてその機構を完成した時には、それは生活の手段となり、その専制的な支配者ではなくなるであろう。民主主義はその正当な地位にたち帰るであろう。なぜならば、民主主義とは自由で豊かな交わりを持つ生活につけられた名前だからである。」(同)

ここでは、科学技術に裏づけされた自由なコミュニケーションが民主主義の基盤になるという主張が表明されている。それが、民主主義社会の公共性の問題と接続しているのは明らかである。デューイのこうした見解に影響されながら、公共性の問題に関して日本でかなり早い段階で成果をあげていたのが、やはり阿部斉であった。以下では、阿部の民主主義と公共性に関する論議を追ってみる。まず、政治社会の「統合」という観点から、公共性に関して阿部が次のように述べたことに注目したい。

「統治者は自己の決定を社会の秩序と安定に必要なものとして提示し、それを各構成員に自発的に承認させようとする。こうして政治過程、すなわち社会の統合の過程においては、現実の利害の調整とともに、象徴による統合が重要な意味を

持つことになるのである。そして、公共の諸概念はこうした統合の象徴として最も有効性の高いものということができるであろう。……公的なもの(公共性)とは、本来社会の秩序と安定、いいかえれば社会の存続それ自体に必要な要因を意味すると考えられる。」(阿部 一九六六、六)

社会統合の象徴的側面において公共(性)が、「切り札」的存在として位置づけられるというのがここでの主張である。阿部はまた次のようにも論じる。

「社会の統合は公共の概念を統合の象徴として用いることなしには、達成されえない……。公共の概念を実体化することとは、それらの表象の中のある特定のものをとり出して、それに独占性ないし排他性を附与することであり、多くの場合その具体的内容は支配層が公的なものとして設定したものに他ならない……。」(同、一〇)

この考察では、支配層が活用する公共性の象徴的役割が強調されている。というのも、「近代国家的発想においては、国家による公共性の独占、したがって公的領域の一元性がその特質とされる」(同、三八)からである。ここで留意すべきは、公共性を独占する「国家」とは、国家運営

の中心的役割を担う「国家機構」とその構成員(政治エリート)に限定して理解されるべきではないという点である。それは、マス・コミュニケーションの影響が及ぶ領域としての「国家社会」という見方も可能なのである。すなわち、一定の社会的求心力を有する国民国家においては、マス・コミュニケーションを通じて国民の多数派が共有する価値観が(再)生産され、それが「独占的」に国益、そして公共性の根拠となり、国民文化として様々な形で国家社会に浸透していく。この点に、前述した公共性の有する権力的側面が見て取れるのである。

ただし阿部は、「錯綜する諸利害が何らかの形で統治過程に反映」される必要性から、「社会状況に関する情報の伝達とそれに基づくフィードバック作用が現代社会の統合のためには必要」(同、四六)という見解も同時に提示した。ここで「フィードバック作用」の必要性を示唆したのは、一般市民から政治エリートに対する要求や支持の表明、すなわち政治参加や世論の機能の重要性に対する認識が存在していたからである。⁽⁹⁾この認識は、阿部がデューイの民主主義論や公共性論を参照していたことを勘案するならば、当然の帰結と言える。

関連して阿部は別の論考において、「ブルジョア革命と

それを契機とする国民主権の確立は、『公共の福祉』の解釈権が絶対君主から国民に移行したことを意味する」(阿部一九七三、一二)と述べる。続けて、「(公共の福祉の)解釈者が君主から国民に代わったことは、解釈を多元化することによって、公共の曖昧さをいっそう増大させることになった」(同、一三)という見方を示した。民主化が進展したことによって、複数の公共(性)が競合し、対立するようになったこと、それが公共(性)の曖昧さを増幅させてきたと言うのである。

ただし、ここで強調すべきは、複数の公共性の競合、対立といった状況は、民主主義社会においては、決して否定的に評価されるべきではないという点である。⁽¹⁰⁾この点に関しては、「絶対主義の経験をもたないアメリカでは……公・私領域が無媒介に結合されていたタウン・ミーティングの経験が神話化されたため、公・私領域は本質的に連続性を有するものとする思考様式が成立することになった」(阿部一九六六、三八)という指摘にあるように、阿部はアメリカの政治社会の歴史的特性、それから生じるアメリカ民主主義の特殊性を十分認識していた。公共性の重要な基盤の一つが、神話化されたタウン・ミーティングを擁する地域共同社会であったと言うのである。そのうえで次の

ように論じた。

「アメリカにおいては……共同体社会に公共性が帰せられたために、共同体社会の多元性に応じて公的領域も多元化される。……地域共同体社会の中に「民主主義」を探ろうとする試み、公衆の多元性、公・私領域の連続性の主張などは、すべて一面においてはアメリカ的発想の再確認、再把握に他ならぬ……。」(同、三八—三九)

ここでは、アメリカの政治社会、特に(地域)共同体社会を主たる対象として展開された多元主義あるいは権力多元論と連関させながら公共性の問題が論じられている。⁽¹⁾この種の研究の中で、例えばセオドア・ロウイは多元主義論の系譜に位置する観点に立ちながら、民主主義と公共性(公共の利益、公共政策)の問題に関して興味深い見解を提示した。前掲のダールの多元主義論から多くの影響を受けたロウイは、「権力と支配は広く分配されている。それらは実際どこにでも存在する」(ロウイ一九七九—一九八一、六四)という権力観を提示し、「国家の支配は資本家階級から他の階級に移行するのではなく、拡散していくのである」(同、六六)と論じた。知られるように、多元主義論では国家(機構)とそこで活動する政治エリートの役割の

みならず、権力資源としての経済の重要性も相対化される。こうした視点からロウイは次のような説明を行った。

「なぜ自由主義かというと、政府に対して楽観的で、政府を積極的かつ広範な目的のために利用することを期待し、最も高邁な感情によって動機づけられ、政府にとって善いものは社会にとつても善いという強い信念をもっているからである。それが利益集団自由主義であるというのは、あらゆる組織的利益にとつて接近しやすい政策項目を必要かつ善いものとみなし、その要求に独自の判断を下すことはいささかもないからであり、また公共の利益を多様な要求が融合された結果として定義するからである。」(同、八八—八九)

このような利益集団主義的自由主義の説明に接すると、それを公共の利益の実現を図る公共哲学の一つとして高く評価することも可能のように思われる。しかしロウイ自身が多元主義論としての利益集団主義的自由主義、さらには自由主義的民主主義に対する楽観的な主張をあつさりとして斥けてしまふのである。その核心部分を以下に引用する。

「現代の合意による民主主義の指導者は政府について二つの互いに矛盾する感情を抱いている。政府は明らかに善い目

的を達成する最も有効な方法であるが、残念ながらそれが有効なのは威圧的だからである。この矛盾を乗り越えるために、現代の政策作成者は、公共政策とは政府が解決すべき問題を単に確認するにすぎないものであると信じ込もうとしてきた。すなわちその信条によると、「多元主義」「対抗権力」「創造的連邦主義」「パートナーシップ」「参加民主主義」のゆえに、無慈悲な威圧は必要でなく、また威圧のための冷徹な方法も実際には必要ないと主張する。極論すれば、利益集団主義的自由主義の政策は目的を指向するものではあるが、究極的には自己破壊となるものである。」(同、九四—九五)

利益集団主義的自由主義は、当時の参加民主主義論や政治社会運動の高まりの中で、それらと併存しようとするあまり、政治思想、政治理論としての意義を低下させることになった。それと並行して、新たな公共哲学の必要性に対する認識が高まることになったのである。⁽¹²⁾

IV 民主主義と公共性の再構成

公共性をめぐる論議は民主主義論の重要な部分を構成してきた。ただし、西欧社会とアメリカ社会では、これまで概観してきたように、民主主義と公共性、各々に対する現

状認識や理論的な関心をめぐっては異なる部分も数多く見られたが、他方で共通の問題関心に立つ研究も増加してきた。そうした傾向を生み出した重要な契機の一つが、一九八九年の『公共性の構造転換』の英訳の刊行だと言われてきた。以下では、こうした研究動向を踏まえながら、二〇世紀後半以降、民主主義論と公共性論の再構成がどのように進展してきたかという問題関心から検討を行う。

多様な意味を含みこむ公共性については、「公共性とは公共の利益ということ」とあえて簡略に説明され、公共性には「協力」、なかでも「利他主義的な協力」が必要になると、明快に主張されたことがある(桂木二〇〇五、三二)。この見解を提示した桂木隆夫は、公共性には秩序が必要であり、その維持のためには非自発的な協力や強制的な協力が重要となり、時には制裁を加えることもありうる」と主張する(同、四)。その上で、「国家Ⅱ公」による秩序形成と、それに対する「私」からの批判という、「公」と「私」を直接に対峙させる二分法ではなく、その間に「公共」を入れる、「公」、「公共」、「私」という三分法を採用する(同、一〇)。そして、「公共の領域はあらかじめ存在するもの」というより、人々の自由な活動の集積から生成するもの」(同、一七)としてとらえることを提案する。⁽¹³⁾ こうした観点から、

公共性を「上からの公共性」と「下からの公共性」とに大別し、民主主義論と関連させながら、以下のように分類し、整理した（同、九―一二・一六五―一八六）。

① 「上からの公共性」とは、秩序問題、権力の問題を主に扱い、公共性の担い手は国家であるという視点から公共性の問題をとらえるものである。民主主義は当初、上からの公共性あるいは選挙と議会制という法制度として専ら成り立つものと考えられていたからである。この場合、民主主義とは、選挙による代表選出とその選ばれたエリートたちによる、予算の分配、各種の規制、所得の再分配をめぐる競争に力点が置かれることになる。

② 「下からの公共性」とは、秩序形成の問題にしながらも、民主主義や市場経済の実践から公共性の問題を扱う視点であり、広義の市民社会と深く関連すると見なされている。ここでは、「熟議民主主義」が重要となる。すなわち、熟議を重視し、人々の道徳観の多様性を認める点で、民主主義を下からの公共性という観点から根拠づけようとする。熟議という名の討論に参加できるのは、道徳的に多様な価値観を持った大衆ではなく、市民である。市民は熟議の過程を通じて、自分の価値観や相手に対する理解の仕方について、お互いに変容する（自分の価値観が変わったり、相手に対する偏見が見直される）可能性がある。

民主主義論においては、こうした「上からの公共性」と「下からの公共性」との調和を図ることが重要な課題となる。以下では、これら二つの公共性に関して、民主主義（論）と関連させながら各々考察を加えることにしたい。

1. 「上からの公共性」と民主主義

上からの公共性と民主主義に関して論じる際、再度想起すべきは、前述したように、近代民主主義は基本的には国民国家を単位として、国家民主主義として存立してきたという点である。「近代の初期において、国民国家とナショナリズムの形成のために、民主主義は、上からの権力を支える（正当化する）役割をはたした」（桂木 二〇〇五、一五六）という歴史を有するのである。

民主主義の本旨から見ると、「上からの公共性」と連動する国家民主主義に対しては様々な批判が加えられることは避けられない⁽¹⁴⁾。そうした問題意識から、「政治指導者によって規定される公共性が、一般市民のいづく個別的利害から決定的に遊離することを防ぐには、如何なる方法がありうるか」（小林 一九八九、一八）という問いが投げかけられることになる。すなわち、「社会生活の複雑」多

様化に伴い、国家の行政が急速に拡大し、公共業務が増大するに至って、公共性はあらゆる分野で前面に出てくる」(同、二八) ことになり、その傾向は「国家(公)の公共性」の役割を一段と高めることにほかならない。これこそが、前述した一般的利害としての公共性が有する優越性や権力性、すなわち「絶対的な公共性」である。「国家(公)の公共性」の概念、それに連動する国家機構の制度や機能に関しては、以下のように分類、整理されたことがある(晴山二〇〇九、六六)。

- ① 国家という存在それ自体の公共性を表象するさまざまな組織(法)上の諸概念(公権力、公法人、行政主体、公共団体、公共組合、公共企業体、公務員など)。
- ② 国家が担う事務の公共性を表象する作用(法)上の諸概念(公共の安全・秩序、公共サービス、公役務、公共事業、公教育、公衆衛生など)。
- ③ 国家目的を指示する諸概念(公益、公共の福祉、公共利益など)。

ここで想起されるべきは、ロウイによる「多元主義が資本主義の対極に立つイデオロギーとなった」という主張、そして「古い公共哲学と新しい公共哲学の間隙をうめる自

由主義者対保守主義者の論争の基礎である」(ロウイ一九七九Ⅱ一九八一、六八) という指摘である(注(4)参照)。

この指摘は二つの意味できわめて重要である。第一は、既に述べたように、民間企業の活力を優先する資本主義と親和性をもつ利益集団的自由主義が、民主主義の重要な要素を構成する多元主義と対峙することに関心を寄せている点である。多元的な社会や政治を「維持」するために、国家機構による経済や社会への干渉が必要になる場合も生じるのである。

関連して第二に、ここで言う「積極国家」を公共の利益としての福祉の担い手と重視せざるをえないという点である。すなわち、公共性が国家機構に依存し、国家機構が公共性の主導権を握ること、言うなれば国家機構の活動の中に公共性が存在し、そうした実態に対し一定の社会的合意が成立しているのである。国民国家においては、国家機構とそれに属する(あるいは関係する)政治エリートは、国家が有する諸資源の配分を行い、社会の様々な格差を緩和させ、公益の実現を図るという公共的な役割、すなわち公共性の担い手となりうるというわけである。

この種の問題に関連して、ハーバーマスが主張した一九

世紀末から生じた「国家と社会の相互浸透」という状況が重要になり、問題視されることになる。ハーバーマスは、「民間人の交渉過程に公権力が行う干渉は、間接には民間人自身の生活圏から発する衝迫を媒介するもの」（ハーバーマス 一九九〇＝一九九四、一九八）と述べ、その後、以下に示すような興味深い見解を提示している。

「干渉主義というものは、民間圏内だけではもう決着しきれなくなった利害衝突を政治の場面に移し替えることから生じる。こうしてやや長期的にみれば、社会圏への国家的介入に対応して、公的機能を民間団体へと委譲するという傾向も生じてくる。そして公的権威が私的領域の中へ拡張される過程には、その反面として、国家権力が社会権力によって代行されるという反対方向の過程も結びついているのである。このように社会の国有化が進むとともに国家の社会化が貫徹するという弁証法こそが、市民的公共性の土台を——国家と社会の分離を——次第に取りくずしていくものなのである。この両者の間で——いわば両者の「中間」から——成立してくる社会圏は、再政治化された社会圏であって、これを「公的」とか「私的」とかという区別の見地のみからとらえることは、もはやできなくなっている。この社会圏は、公衆として集合した私人たちが自分たちの交渉の一般の問題を規制していたあ

の私的領域の特殊部分、すなわち自由主義的形態における公共圏をも、解体させていく。」（同、一九八）

同様の問題意識を持ちつつ、齋藤純一は平等理念の実現を目指す社会国家という用語、概念（それは福祉国家に通じる）を用い、次のように論じた。

「歴史を振り返れば、社会国家は国民国家と重なり合い、社会的連帯の範囲は国民国家の境界と一致してきた。……この一世紀の間に「社会的なもの」と「国民的なもの」とは密接に結びつき、公共性は両者が融合した空間の中にがっちりとはめこまれてきた。」（齋藤二〇〇〇、七五）

齋藤はこう述べた後、社会国家と国民国家との融合という枠内での人々の連帯に関して、以下のように分類し論じている（同）。

- ① 単一の統合された国家の社会に属しているという感覚が形成される。
- ② そうした連帯は社会国家＝国民国家に媒介されたものであり、人びとの責任は集合化・抽象化され、その集合的責任は国家に対する義務へとしばしば翻訳される。

③ 人びとの連帯は基本的に一次元的となり、サバイバル・ユニットはひとえに国家になる。

もちろん国民国家といえども、それが民主的な法治国家の場合、「公共性において形成される人びとの意思を正統性の唯一の源泉とする国家である。……国家は公共性のある限定された次元を担うにすぎず、そのすべてを包含するわけではない」(同、七) はずである。そして、この考え方が「下からの公共性」の基盤を成し、その種の公共性をより重視し、優先すべきという主張へと接続し、展開されることになるのは疑いない。加えて留意されるべきは、国家機構の活動を中心とする「上からの公共性」に反する論理の上に市場経済が成立するという見方の問題性である。以下の指摘はその点を端的に示している。

「国家」あるいは「国民」という概念自体が、第二次世界大戦を経過して変質してきている。今日の「国家」というのは、メガ・ステート(巨大国家)であって、そして政治経済体制あるいは経済政体という形で、経済的な財の拡大再生産が行われ、「経済成長」を国是として権力が自己展開ないし自己増殖していく。今日の国家は極めて特殊な経済政体とい

う性質を持ち、デモクラシーから見ると、非常に危険な状況にある……。こういう事態の中で、「デモクラシー」という観点から「国家」や「国民」という概念を担ぎ出せない状況にある。その辺の「国家」概念の恠げな考察なくして、国家的な公共性論にはならないだろう……。 (千葉 二〇〇二、一三九)

この指摘が、「生産力ナショナリズム」(栗原彬)という用語、概念で厳しく批判された近代日本社会に適用されることは当然であるが、ここで言う「経済政体」としての国家という傾向はグローバルなレベルで容易に観察できる。「上からの公共性」、そして国家民主主義という問題を検討する際、先に示した「国家権力と社会権力の相互浸透」(ハーバーマス)、あるいは齋藤が指摘した「社会国家と国民国家の重なり」に着目する必要がある。この問題に焦点をあて、検討するために、以下ではコミュニティという用語、概念を軸に考察を行う。⁽¹⁵⁾ というのも、広く知られるように、地域社会としてコミュニティ、すなわち地域コミュニティがここで言う「社会」の代表的な単位であり、人びとの連帯、相互扶助、社会参加の重要な基盤と評価されてきたからである。前述したアメリカ民主主義の基盤をタウ

ン・ミーティングに求める見解はその代表例である。地域コミュニティ、それを基盤とする地方文化あるいは下位文化の重要性を考慮するならば、国民国家が「コミュニティ」という特性を備えるようになった点は決して看過できない。民族、宗教、言語などによって構成される下位文化が地域コミュニティという場や空間で形成される例は一般的に見られるからである。

地域コミュニティはまた、下位文化と連動する可能性を有しつつ、公共心や公共の利益に対する認識が育まれる場、すなわち公共性が生成される場や空間と評価されてきた。

地域コミュニティは、国益とは異なる、時には国益と対立する「地方益・地域益」が発見され、発現する場であり、空間であり、それゆえに多元主義さらには民主主義にとって重要な機能を担うと考えられてきた。なぜなら、国家機構や国家レベルの政治エリートが先導する国益に容易に回収されない地方益・地域益にしても明らかに公共の利益なのであり、その実現という作業にも公共性を見出すことができるからである。

他方、こうした地域コミュニティを統合し、支配することとで安定した国家社会を成立させてきたのがコミュニティとしての国民国家であった。国民国家は、国民の同質性や

一体化を強調することで求心力を高めてきた。国民国家を形作るのは、国民の多数派の間で共有される「国民文化」であり、国民国家への帰属意識としての「国民的アイデンティティ」であり、それらから派生する国家レベルでのナショナリズムという互いに密接に関連する諸要素である（大石二〇二二）¹⁶。国民国家は一般に、多様な民族、宗教、言語、文化によって構成されている。従って、コミュニティとしての国民国家というとなえ方は、国家社会の実態とはかけ離れた、フィクショナルで想像されたものである。この点に関連して、興味深い指摘を以下に掲げておく。

「『国民国家』というものは、内部に閉じたシステムとして、あまねく、つまり例外を許さないかたちでその構成員を統治するために、〈純粋性〉と〈全体性〉をみずからの構造に賦与することに努めてきた。……国民国家は、諸文化共同体をある統合された均質な「全体」として構築されるために、個々の文化共同体の同一性をかたちづくる「物語」、あるいはその共有された体験の記憶、というものに情緒的に接続されるような「物語」を編み出す必要に迫られたのである。国家の起源、文化の同一性をめぐるさまざまな物語（建国物語、歴史物語）を、である。郷土愛はこうした物語による「伝統の発明」のなかで、愛国心へと編み込まれていっ

た。」(鷺田二〇〇二、六五)

こうして「国民」は「物語」を共有することによって、「我々(意識)」を形成、維持し、それにより「我々」とは異なる「他者」「彼ら」を作り上げる。むろん「我々」と「彼ら」は共存すべきという規範的かつ有力な考え方もあるが、それは「我々」の中への「彼ら」の強制的な包摂、同化という考え方や政策に容易に転換してしまう。あるいは、「彼ら」を敵対勢力と見なし、排除すべきという考え方が広まることもある。国民国家という容器の中の「わたしたち」とはつねに〈同化〉という操作のイフェクトであることを忘れてはならない」(同、七二)のである。

この見解は、前述した近代民主主義が国民国家という枠組みの中で成立し発展をとげてきた国家民主主義それ自体が大きなディレンマであるという批判へと接続する。この種の批判は根強く存在し、例えばハンナ・アーレントの見解に依拠しながら、国民国家とネーションの関連について論じた以下の指摘はそれに当たる。

「(アーレントは) 国民国家をネーションと国家機構の融合体と考える。……両者の融合体である国民国家においては、

ネーションが優勢になる。……国家という普遍的機構が、ネーションに帰属する者だけを保護する限定的な機構に変容する。……それゆえに、ネーションを共有しない者はそこから排除されるという、閉鎖的側面が優勢な政治体ということになる。……国民国家の公共空間としての不完全性は、無国籍者という、国民国家に属さない者の出現によって表面化する。」(篠原二〇〇七、一七一)

こうしてコミュニティとしての国民国家の求心力は高まり、それゆえ公共性の担い手としての国家機構という見方、先に言及した「絶対的な公共性」も一般化することになる。これこそが、国家機構の正統性と結びつく「上からの公共性」のもう一つの側面である。すなわち、「現実の社会国家が遂行してきたのは、社会的感覚の連帯を集合的(国民的)アイデンティティの感覚によって裏打ちするというプロジェクトだった」(齋藤二〇〇〇、七四)という指摘にもあるように、積極国家、社会国家、福祉国家に関わる諸政策は「上からの公共性」を可視化し、その重要性を社会で広く認識させる役割を果たしてきたのである。

2. 「下からの公共性」と民主主義

(1) 「市民的公共性」をめぐる問題

すでに触れたように、国家民主主義と連関する「上からの公共性」という現実、規範的民主主義論の観点と連動する「下からの公共性」という観点からはむしろ批判の対象となる。この用語、概念は、以下に示す民主主義の中心的担い手としての「市民」像に集約される。

「市民とは、自律的に思考しうる人間であり、その限りで市民相互の自由・平等・独立を認め合っている人間である。それは、まさしく、近代のデモクラシーがその担い手を予定していた理性的人間像の原型にはかならない……。」(西尾一九八一、一一)

こうした市民像に立脚すると、政治とは何かという根本的な問題に関しても次のような解答が示されることになる。

「疑似政治ではない、政治とは」自由独立な人間の集団の中で、相互に自由な合意によって秩序を創出する機能である。換言すれば、みずから治めるという意味での自治のモデルであり、自治が現実機能するにいたるものもろもの過程そのものである。」(高島一九七一、三三)

「健全な」民主主義(論)に基づくこうした理念的な市民像、政治観に対しては、「国家民主主義」と「大衆民主主義」という「現実」が常に立ちはだかつてきた。他方で、民主主義(論)はグローバリゼーションや産業構造の変化などによって生じる様々な問題に直面し、その解決を図ることで、絶えず刷新されてきた。民主主義論の変化は、前述した「プロセスとしての民主主義」という観点、すなわち民主主義体制や制度がどのように実践され、それらが再生産あるいは変容してきたかという問題関心から派生してきたと評価できる。こうした認識、問題関心から、以下では「下からの公共性」と民主主義との関係についていくつかの視点から検討することにした⁽¹⁷⁾。

この問題を考える際に、ハーバーマスが考える「市民的公共性」という用語、概念がきわめて重要になる。知られるように、ハーバーマスは市民的公共性に関して、一七、一八世紀に「市民社会」成立の胎動の中で生まれた「市民(Bürgerliche Öffentlichkeit)」の公共性(Bürgerliche Öffentlichkeit)について歴史的な考察を行った。その中でハーバーマスは、主に都市に居住し、財産と教養を有する人々、すなわち「市民(Bürger)」を担い手とするこうした空間を「公共圏(例えば、コーヒーハウス、夕食会、サロンなど)」

ととらえた。

そして公共圏では、第一に、社会的地位の平等性を前提とし、社会的地位を度外視するような行動様式が要求され、第二に、そこでの討論は、従来問題とされなかった領域を問題化することを前提とし、第三に、そうした問題に関する討議に参加する可能性は、(財産と教養という資格要件を満たしていれば) 万人に開かれていたと、ハーバーマスは説明した(ハーバーマス 一九九〇＝一九九四、五五―五七)。新聞を中心とする印刷メディアの普及は、こうした公共圏においては公的な問題や争点を提供する、すなわち公衆に討議するための素材を提供する役割を担うと評価されることになる。

市民的公共性に関するハーバーマスの考察は刺激的であり、公共性の議論に大きな足跡を残すことになった。それゆえに、多くの批判を浴びることもあった。斎藤純一はハーバーマスに対する批判を次のようにまとめている(斎藤 二〇〇〇、三〇)。

- ① 市民的公共性の実質は市民層(ブルジョアジー)の公共圏であり、それは絶対的な公権力と宮廷・教会等の文化的権威に抵抗する一方で、より劣位の公共圏―地方や都市下

層の「人民的公共圏」――を抑圧する関係に初めからあった。

- ② この市民層の公共圏には近代家父長制のイデオロギーが深く刻印されており、女性の排除(女性の「主婦化」)はこの公共圏の存立にとって本質的な意味をもっていた。

- ③ 「公共性の他者」を排除する市民的公共性は、対内的には等質の一次元的な空間であった。

要するに、ハーバーマスの「市民(ブルジョア)的公共性」の理解では、「抗争の契機をはらむ異質な公共圏からなる多義的な空間としてとらえられていない」(同、三二)という重大な問題が残されるというわけである。ハーバーマスも、『公共性の構造転換』の改訂版で「一九九〇年新版の序言」を付け加え、これらの批判に積極的に応えようとした。

これらの論議を踏まえつつ、「市民的公共性」に関してまず取り上げたいのは、「上からの公共性」を正当化してきた国民国家、「国家民主主義」との関連から生じる問題である。第一は、すでに述べたように、国民国家が選挙に関わる自由や平等だけでなく、社会国家、福祉国家を志向する政策を遂行してきたという点である。第二は、国民文化、国民的アイデンティティ、国民的ナショナリズムによ

って、国民の側が国家に対する自発的服従の度合いを高めるといふ点である。国家民主主義が抱える問題点を直視し、克服を試みたのが「政治参加論」であつたと言えよう。

民主主義国の大部分が、民主主義制度を整備することに意を注いできたのは確かである。第一は、投票行動を通じて政治参加を保障する選挙制度の創設、維持であり、第二は、日常的に政策過程への影響力の行使という政治参加の形態、すなわち圧力団体や利益集団を通じた一般市民の政治参加を積極的に承認し、奨励してきたことである。これが前掲の利益集团的自由主義に対する評価の基本に位置していた。このような民主主義に強い批判を加え、新たな民主主義論を展開しようとしたのが、以下で検討する政治参加論であつた。政治参加論は、知られるように、政治運動、市民運動、住民運動、そしてそれらを総称する社会運動と連動していた。

(2) 社会運動と公共性

政治参加としての社会運動という理解は多くの社会で受容され、共有されるようになった。通常は政策過程に直接に関わる機会が少ない一般市民が、その過程に関与できる社会運動が政治参加の有力かつ重要な形態として認知され、

民主主義の発展を示す重要な指標ととらえられるようになった。

こうした状況について日本社会を事例に振り返ってみた。一九六〇年代から七〇年代は、日本社会でも様々な社会運動が生じ、多くの注目を集めた時期であつた。その中で一般市民が積極的に関わることが多かったのが住民運動であつた。住民運動は「公共事業」をきっかけに生じるケースが多々見られた。政府または地方自治体の予算で実施される公共事業、およびその場合の公共性に関して以下のように批判的に論じられたことがある。

「『公共性』という言葉は、事業を正当化し、外部からの批判を寄せつけず、公害対策や被害者救済などを免責し、これらへの対応を拒むシンボルとしてマジックワード的に用いられ、裁判所も多くの場合これを追認してきた。不特定多数の人びとの利益総体としての「公益」を、市民もまた、政府とともに、あるいは政府と対抗しながら、あるいは独自に担う、公論形成と公共圏の担い手であるという感覚は、このような政府の公共性の独占状態からは育ってこなし、むしろこれまで、政府や自治体はそのような市民の関与をブロックしてきた。」(長谷川 二〇〇三、二〇五)

先に引用した「絶対的な公共性」が具体化した代表例が「公共事業」と言える。すなわち、「公共政策にかかわる政策的公準としての公共性」が威力を発揮し、「規範的公共性」と、権力的公共性との分裂・乖離という事態のもとで、「公共事業」をめぐる長期の紛争と環境破壊が生じていたのである(同、二〇四—二〇五)。地域住民は組織化を進め、運動を活性化させ、行政機関や公共事業の事業主体と対立するのが常であった。これらの地域紛争においては、公共事業の公共性とは異なる、地域住民の利害という「対抗的公共性」あるいは「もう一つの公共性」が可視化され、社会で広く認識されるようになった。公共事業と住民運動という、二つの公共性の対立に関しては、やはり長谷川の以下の指摘が示唆に富む。

「[公]としての規範的公共性と上からの権力的な公共性との分裂という事態が、日本においては今日まで持続してきた。社会的合意形成の手段としての「住民投票」の位置づけや評価をめぐる対立も、公共性をどのようにとらえるのかに依存している。公共性は本来、事業者側からの公共事業の正当化の論理として一方的に主張され規定されるべきものではなく、当該事業の社会的有用性や計画の妥当性、計画決定の手続きに関して社会的合意が得られるようなものでなければならな

⁽¹⁸⁾「い。」(同、二〇五—二〇六)

この見解に代表されるように、対抗的公共性(公共圏)が社会的に認識されるにしたがい、「公共的空間で用いられる言語にも新たな意味のズレをもたらし、ニーズや価値の解釈・定義をめぐる抗争を惹き起こす」(齋藤 二〇〇〇、一六)という社会・価値変動をもたらす可能性もさかんに論じられるようになった。しかし、その一方で「対抗的な公共圏は「公共性の他者」「コミュニケーションの他者」として支配的な公共圏の外部に排除される」(同、一六—一七)という事例も数多く見られた。ここに、様々な日常的な行為を通じて再生産される支配的な文化や価値観、それによって構成されている、公共事業に代表される「上からの公共性」の堅牢さを見出すことは容易である。

それでもなお、この時期、労働組合などの既成の組織や団体が直接には関わらない住民運動や地域紛争が頻発し、メディアや世論の関心も高まるようになった。例えば公害問題のように同時期に複数の地域紛争が生じ、それらが積極的に報じられることで、全国的な関心を集めるようになった事例も存在した。こうした現象は、以下に示すような「下からの公共性」の意義に通じると考えられる。

「〔住民運動などの〕私的・個別的な問題が普遍性を持つということは、それが地域住民だけでなく、国民全体で考えるべき問題となることを意味するだろう。……住民が批判的公衆としての主体となることは、私的利害ではなく、国民の利害を問題とする市民となることを意味する。こうして市民と国民は結びつく。つまり、意味転換した新しい公共性は、国家のそれとは相違するような〈国民的なもの〉を表象する機能も有していた。国民全体とすべき普遍的なテーマへと昇華されることで、ある意味で国民統合の象徴となる。あるいは、象徴としての国民の共同性が生成する契機となったのである。」（権二〇一八、一六九）

環境問題などの社会問題を提起してきた住民運動をはじめとする社会運動は、運動の目標が公共性を有することが広く認識されるようになった。その種の運動は公共性を具体化、現実化するものととらえられるようになった、すなわち、環境保護というきわめて重大な公共の利益の擁護、その達成を目指すという、新たな公共性を提起してきたという認識が定着してきたのである。

（３）新しい社会運動と公共性

自らが直面する問題の提起、解決を目的としてきた社会運動については、その後新たな視点から考察され、評価されるようになった。社会運動がたんに利益獲得の観点から論じられるのではなく、市民的公共性との関連から論じられるようになったのである。ここではまず、ハーバーマスとアルベルト・メルツチを対比させた興味深い指摘を記しておく。

「近代の『大きな物語』としての市民的公共性がその内実を希薄化させたとき、ハーバーマスは『合意』に、メルツチは『集合的アイデンティティ』の可能性に依拠することで、『物語』を修復し時代に適応しようとした。……ハーバーマス＝メルツチの系列上で定式化するならば、公共性とは『私』に立脚しつつも『私』を超えた社会的連帯を可能にする契機である……。」（三上二〇一〇、七七―七八）

このように「私」を超えた社会的連帯を可能にする契機として公共性をとらえるという視点を社会運動論と接続させるならば、新しい社会運動（論）が浮上してくるようになる。新しい社会運動、それをめぐる研究動向に関しては、先に触れた『公共性の構造転換（第二版）』の序言の中で、

ハーバーマスは自らに向けられた批判にも積極的の言及しながら、以下のように述懐している。

「政治にかかわる活動的な公衆から私生活中心主義的な公衆へ、〈文化をめぐって議論する公衆から文化を消費する公衆へ〉と直線的に展開するという私の診断は、事態を把握できていない。文化的習慣の面で階級的な制約から抜け出し、多元的で、内部で非常に分化した大衆からなる公衆がもつ抵抗能力や、とりわけ批判的なポジションについて、当時私は悲観的な判断を下していた。」(ハーバーマス 一九九〇＝一九九四、ⅩⅨ)

ハーバーマスのこうした自省、すなわち「市民(ブルジョア)的公共性」概念の修正に関しては、「公共性が位置づけられる場所が大きく変化し」「それは非国家的であるだけでなく同時に非市場的な領域としての「市民社会」(シビルゲゼルシャフト)である」という的確な指摘がある(齋藤二〇〇〇、三二)。こうした市民社会を体现するのが、新しい社会運動にはかならない⁽¹⁹⁾。

先に見たように、ハーバーマスがコミュニケーションの合理性による合意の重要性について繰り返し論じていたのに対し、メルツチは新しい社会運動の最も重要な用語、概

念として(集合的)アイデンティティを掲げ、それに拠りながら市民的公共性を構想していた。メルツチはまた、「実際、紛争とはつねにアイデンティティの紛争である。

行為者は自らが認識している何ごとかを他者に対して認識するようにけしかけ、他者が否定する何ごとかを確認するための闘争である」(メルツチ 一九八九＝一九九七、四五)とも述べている。ここでは、紛争や闘争という用語を使っているが、問題関心の中心は自己認識と他者認識(確認)を通したアイデンティティ形成に置かれている。以下の指摘はその点を巧みに解説している。

「メルツチはアイデンティティの構成要件のうち、「他者による認知」という点を強調し、支えあい、強めあうことの機能を重要視している。個人のアイデンティティも社会運動への参加という形で他者に結びつかなければ形成・維持することが困難だというこの視点は、ハーバーマスの言う、他者とのコミュニケーションによる合理性の形成・維持という観点と共通する……」(三上二〇一〇、七四)

アイデンティティをめぐるこうした理解の延長線において、齋藤純一はアイデンティティの形成や再認識について、自己だけでなく他者をも再定義する作業ととらえるこ

とにより、アイデンティティ論を公共性論へと展開していくことに成功している。

「それは」他者を否定的に定義することを介して自己を肯定的に定義しなおそうとするのではない……。……表象する主体の位置をたんに交換するのではなく、優位と劣位をつくりだす対——形象化的な表象のメカニズムそのものを問題化する。」(齋藤 二〇〇八 八九—九一)

齋藤は自己と他者との関係性からアイデンティティについて論じ、続けて「集合的アイデンティティ」の再定義という作業を次のように評価した。

「自己の再定義は、集団としての自己を定義し直すことであり、集合的アイデンティティを肯定的なものとして構成することを不可欠な契機として含んでいる。しかし、この場合の集団は、必ずしも既成の「集団」、これまで外から定義されてきた「集団」である必要はない。「私たち」は、発見されるのではなく、意見交換のプロセスの中で創出される。私の中にある共通の本質ではなく、私たちの間に形成される共通の問題感覚や問題関心が私たちを繋ぐメディアとなる。……自己再定義は、そうした一元的・排他的帰属への圧力、複数の切実な関心を単数のものに切り詰める自己への苛酷さ

の強要を解除する。」(同、九〇)

自己を再定義し、同時に集合的アイデンティティを再構成する行為は、先に述べたように、新しい社会運動の展開過程の中で、「下からの公共性」としての対抗的、ないしはもう一つの公共性・公共圏を作り出すことになる。以下の指摘はその状況を的確に要約している。

「メルツチは、相互作用の過程を通じて支配的コードに對抗しうる集合的アイデンティティを構成してゆく社会的空間が必要だと考えている。それが「公共空間」(public space)である。公共空間は、政治権力と日常生活のネットワークの中間に位置し、行政機構・政党システム・国家装置から独立した空間として、政治的諸制度と集合的欲求の結節点となる。」(三上 二〇一〇、七四)

関連してメルツチは、エスニック紛争、運動に言及しながら次のようにも論じている。

「エスニックなアピールは、複合社会に対して挑戦を開始し、そこでの変化の目標や、アイデンティティの意味の生産といった根本的な問題を提起する。複合社会の「中心」に影

響を与える紛争は、自らを「周縁」へ移調させる。ここでは紛争は「エスニック・ネーション」が提供する社会関係やシンボルを通して自らを表現する。それにより、差異は社会全体を横断する諸問題について語る声を与えられるのである。」(メルッチ 一九八九―一九九七、一一〇)

この状況は、「上からの公共性」とは異なる、新たな意味空間を創出することにはかならない。新しい社会運動の特徴として、メルッチは「情報資源が集散的紛争の中心的地位を占めている点」(同、八二)をあげている。関連して、「公共性からのインフォーマルな排除の問題」を取り上げた場合、「(言説の資源が) 眼に見えない資源が公共性へのアクセスをいかに非対称なものにしているか」という問題提起が行われたことがある(齋藤二〇〇〇、九)。その上で、「文化の支配的なコードをすでにわがものにしていくかどうか、言説の資源の優劣を規定する。文化的コードは……言説の実践を通じて構成されるものであり、公共性はこのコードからは自由ではありえない」(同、一一)というように、公共性、言説、コードの関連性が指摘されたのである。

以上の諸点から新しい社会運動(論)がアイデンティテ

ィを重視することを通じて、社会の既存の支配的コードの変革と連動する点に強い関心を示してきたことが了解される。これは、新しい社会運動(論)がメディア社会、メディア政治の一般化と密接に関連しながら展開してきたことを示している。

(4) 熟議民主主義と公共性

「下からの公共性」を検討する際に、考慮すべきもう一つの重要な用語、概念が「熟議(あるいは熟慮)民主主義」である。知られるようにハーバーマスは、「権力化したマスメディアおよび政治の「中心」(中央)と市民社会論的な「周縁」(辺境)とに分裂した公共圏」(花田 一九九九、一七)の問題性に関して、歴史的な考察を行う中で近代社会の公共性、公共圏に対して批判した。そこでは、市民社会論、すなわちブルジョア(市民)社会論とは異なる、もう一つの市民社会(シビルゲゼルシャフト)に基づく「市民的公共性」が論じられた。それとともに、「人びとの意見や判断や活動を基盤にして成立する公的領域であり、国家装置と経済市場からは相対的に独立した公的領域」(千葉二〇〇二、一一七)という公共性、公共圏の見方が次第に共有され、定着していくことになった。関連し

て、ハーバーマスも政治的公共圏を次のように位置づけた点は重要だと思われる。

『政治的公共圏』は、国民からなる公衆がおこなう討議をつうじた意見形成や意思形成が実現するためのコミュニケーションの条件を総括するものであり、それゆえ、規範的な側面を内蔵した民主主義理論の根本概念にふさわしい。(ハーバーマス 一九九〇＝一九九四、xxx)

ハーバーマスは続けて、熟議民主主義に関連して、「政治的意思決定とコミュニケーションの流れの連携」という問題設定を行い、次のように主張した。

「コミュニケーションのなかへと流動化した主権は、公共的討議がもつ権力によって真価を発揮し、社会全体にとって重大な主題を発見し、さまざま価値を解釈し、問題の解決のために寄与し、十分な根拠を引き出し不十分な根拠を退ける。……討議は支配するのではない。討議はコミュニケーション権力を産出するのである。この権力は、行政権力に影響をあたえることができるだけで、それにとって代わることはできない。また、影響力といっても、その対象は正統化の調達と剝奪に制限される。」(同、xxxv)

ちなみに熟議民主主義に関しては、「市民による公共的な熟議 (public deliberation of citizens)」と「合理的な多元主義 (reasonable pluralism)」という二つの要素から成り立っているという指摘もある(桂木 二〇〇五、一八二)。また、熟議民主主義が必要とされる理由について、規範的観点から以下のように簡略かつ的確に説明されたことがある。

「政治を自己利益の追求・達成と見る政治像は、集合的なニードや目標に取り組むこと、およびその課題を共に実行する他者の存在を視野に入れないという意味において、政治の「私化」に他ならない。これに対して、熟議民主主義は、政治を「公的なものを創出する過程」と見る。「公的なもの」とは、各自の私的な利益の追求・実現ではなく、「集合的な問題・目標・行動」のことである。」(田村 二〇〇八、三二)

この説明では、公共性を現実化する際の熟議民主主義の有用性が主張されている。同時に「熟議が「共通善を志向する」ものとなるためには、単に熟議の手続きを整備するだけでなく、熟議を、熟議参加者の各自において「当初の選好が他者の観点を考慮に入れるように変容する過程」と見る視点が必要」(同、三五)という主張も行われた。す

なわち、「熟議民主主義は、熟議を重視し、人々の道德観の多様性を認める点で、民主主義を下からの公共性という観点から根拠づけようとするもの」(桂木二〇〇五、一八五)と見なされてきたのである。桂木は熟議民主主義論を「立憲主義的な熟議民主主義」、「批判的熟議民主主義」、「相互尊重的熟議民主主義」の三つに分類している。以下、その概要を記しておく(同、一八四—一八六)。

① 「立憲主義的な熟議民主主義」。熟議とアメリカ的立憲主義との結びつきを強調する立場。自由な立憲主義は、表現の自由などにより、熟議をより一層促進し、それによって自由社会に存在する多様な道德的価値観の対立を解消するためのコンセンサスが可能になる。

② 「批判的熟議民主主義」。討議民主主義とも呼ばれる。立憲主義に対する熟議を重視する立場。熟議は既存システムの外の生活世界からの批判的討議でなければならない。新しい社会運動などによる熟議を反映させることが重要。

③ 「相互尊重的熟議民主主義」。熟議によってコンセンサスが得られるわけではなく、また熟議には感情に訴えるコミュニケーション術や威嚇などを伴う交渉術を使用することも含まれるという立場。熟議によって目指されるべきは、合意ではなく、道德的対立の緩和であり、異なる道德観相

互の尊重の模索である。討論やコミュニケーション術や交渉術によって、お互いの道德観の変容を促し、相互尊重を模索することが、自由で価値が多様化した大衆社会における民主主義のあるべき姿⁽²⁰⁾。

このような分類から、熟議民主主義論といっても、その内容や力点の置き方は必ずしも同一ではないことがわかる。その一方で、異なる意見や価値観を有する勢力間での討議や熟議に対する指向性の強さ、そして民主主義の実効性を高めるとする見方、さらにはその過程で生じる相互理解、あるいは相互認識や関係性が「下からの公共性」の生成や維持そのものであるという見方は共有されていると言える。その概略を以下に示しておく⁽²¹⁾。

① 社会的問題に直面した際、その解決をめぐることは当該社会において複数の異なる意見が存在し、それが自由に表明されることが熟議民主主義では不可欠になる。

② 問題解決を行う際には、コミュニケーション的合理性を重視する熟議の実践の重要性に関する認識が社会で共有されている。

③ 熟議を通じて構築され、維持される社会的な関係性が公共性そのものであり、複数の異なる意見がかわされる空間

こそが公共性の空間、公共圏である。

熟議民主主義に対しても、これまで様々な批判が加えられてきた。例えば、「利害対立の深刻化により、討議の前に結論が決まっており、理性的な熟議により政治的決定をなすのは、實際上困難である」(堀山二〇一五、二二〇)といった指摘が行われている。関連して熟議民主主義論者自身が自己批判を行うケースも見られた。それは例えば「熟議過程における戦略的に行動するアクターや理性を超える「世界観をめぐる争い」の次元の指摘は、熟議における合意の成立可能性に重大な疑いを差し挟むものである」(田村二〇〇八、六七)とまとめられている。

V 結び——残された課題——

これまで概観してきたように、民主主義と公共性をめぐっては様々な角度から検討が行われ、その成果も蓄積されてきたが、多くの批判も加えられてきた。本稿を終えるにあたり、民主主義と公共性に関して考えるうえで、本稿ではあまり言及できなかったいくつかの重要な課題を整理しておきたい。

1. 公共性と共同性

民主主義と公共性に関して考察を行う際に、両者と深く関連しながらも、同時に大きく立ちはだかり、克服すべき重要な用語、概念が共同性である。公共性と共同性の差異に着目したのが以下の指摘である。

「共同性が意味するところの「すべての人」とは「ある社会(共同体)のすべての人」、すなわちある善き生の構想を共有するという意味で経験的に限界づけられた「すべての人」である。しかしながら、公共性が意味するところの「すべての人」とはそのような限界をもたない。つまり、公共性という概念が指し示す人びとは、経験的、あるいは時空間的な制約をもたない。公共性という概念のもう一つの意味である「open」とは、そのような無制約性として理解されるべきだろう。そして、公共性と共同性の決定的な違いは、まさにこのような意味で「open」であるか否かというところにある。」(土場二〇〇六、一三〇)

共同性がある社会の成員という限定が付されるのに対し、公共性は社会の公開性を前提(あるいは志向)しているというのがここでの理解である。実際、先にコミュニティの構成要件の一つとして、「コミュニティの構成員同士の相

相互作用という「共同性」と同時に、「構成員間の社会心理的な絆を指す「コミュニティ感情」を掲げた(注(15)参照)。共同性という相互作用とそれによって成立する社会関係は、コミュニティ感情と連動させながら、コミュニティ⇐共同体という文脈の中で論じられる時、以下に示す「共同体⇐コミュニティ」論へと展開されることになる。

「共同体とは、成員の共同生活全般の維持発展に必要な公的な事柄に、成員が共同して積極的に参加する自治の理念と伝統をもった領域支配的な政治体であり、その連帯と合意形成の実質的な基盤をなすのは、自治の伝統を通じて歴史的に形成された、成員のアイデンティティを構成する共通の善き生の構想である。」(井上 一九九九、一九〇)

こうした共同体⇐コミュニティの典型が、本稿でも再三言及してきた国民国家であることは言うまでもない。「想像の共同体⇐コミュニティ」(ベネディクト・アンダーソン)としての国民国家に関しては、「純粋な共同体の成立は、異質な者の対面機会である空間を空白にすることを意味する……。接触はすべて内輪だけになり、外側はいかなる出会いも生じない無人の空間として放置される」(篠原二〇〇七、五五)と説明されたことがある。こうした観点

から民主主義と公共性という問題について再考するならば、やはり国民国家の中の民主主義、すなわち国家民主主義の問題に行き着くことになる。国家民主主義というのは、「ネーションを共有しない者はそこから排除されるという、閉鎖的側面が優勢な政治体ということになる」(同、一七一)というわけである。⁽²²⁾

公共性と共同性、共同体という問題に関しては、アーレントの研究を再評価しつつ、それに遡って考察を行う論者も数多く見られる。「アーレントにとって、公的領域とは、異なる他者が対話によって共存する、新しい共同体を意味(する)。そこでは他者に対する応答責任を引き受けることが、政治のもっとも基本的条件」(桂木 二〇〇五、四五—四六)という指摘が一例である。なお、「ここで言われている共同体というのは、友と敵の二分法を前提とした上での、友⇐同胞からなる共同体とは異なるもの。自分と異なる他者と対話することによって形成される共同体」(同、四六)という説明が付されている。

また、アーレントが言う「公的領域⇐公共空間」に関しては、権安理は次のような解釈を提示している。

「共に活動し共に語ること」を条件に、全ての人に開か

れている。……公共空間は万人に「共通」する世界、すなわち共通世界であり、人が組織を形成し、「共同」関係を構築するための条件……。アーレントにおいて、空間性という契機を媒介にして、「公共的なもの」と「共通なるもの」は連動する。……「公共的なもの (the public)」は「共通なるもの (common)」であり、また「共同的なるもの (common)」とも深く関係する。すなわち、「共通世界としての公共空間」である。……アーレントは、「公共的なもの」を「共通世界」として見出し、共通世界はそれに対する配慮、つまりは共通感覚もしくは共同体感覚に依拠して生成する。このような意味で public と common は密接に関係する。」(権二〇一八、一三六―一三七)

権はアーレントの公共空間における公共性と共同性の関係性について論じたが、同時に「ただし注意すべきなのは、このことは公共的な領域と、(境界線で確定された) 共同体が同義であることを意味しない点である」(同、一三七)とも述べ、共同性と共同体を注意深く区分し、また共同体が自動的に公共空間を成立させるわけではないことを再確認している。「(公共空間としての) 共通世界はまさに「空間・空き (space)」であり、その空間は万人に共通 (common) して開かれたもの」(同) というのがその理由

である。

加えて、「集合的な自己表象に向かうことが不可能な選択ではないというアーレントの示唆にしたがって、一義的に統合され固定化されるのではない、集合的アイデンティティのあり方」(齋藤二〇〇八、八八) という視点も重要と考える。共同性、共同体にしても、個々人にとってそれは複数存在し、決して一元化されることはないからである。むしろ、これまで再三述べてきたように、国民国家は自らを優先的な共同体として、そこでの共同性や国民的アイデンティティの優位性を主張するのが常である⁽²³⁾。それゆえに、「対面的な関係性の域を超えて人びとの複数性―それは同質のもの数の多さではなく質的な異なりを意味する―を現実化する空間」(同、一一七) としての公共性、公共圏、そして(国家) 民主主義における「下からの公共性」、すなわち対抗的公共性、対抗的公共圏の重要性が再認識されることになる。

2. 公共性とラディカル・デモクラシー、闘技的民主主義

ラディカル・デモクラシーの主唱者であるラクラウとムフは、『民主主義の革命―ヘゲモニーとポスト・マルクス主義 (第二版)』の中で次のような宣言を行った。

「私たちの見方においては、「現存する」自由民主主義の問題点は、万人に対する自由と平等の原理に具現化された構成的価値にあるのではなく、これらの価値の実現を再規定し制限する権力体系にこそある。それゆえに、私たちの「ラディカルで複数的なデモクラシー」のプロジェクトこそ、「民主主義の革命」を深化させるための新たな舞台として構想されたのである。このプロジェクトはつまり、平等と自由のためのデモクラシーの闘争を、さらに広範な社会的諸関係へと拡張していくこととして構想されている。」(ラクラウ＝ムフ 二〇〇一＝二〇一二、二七)

この主張は、熟議民主主義、およびそれによって構成される公共性、公共圏に対する批判へと展開されていく。続けてラクラウとムフは、熟議民主主義者を「ハーバーマス主義者」と名づけ、以下のような見解を提示している。

「私たちにとって、排他性のない合理的議論からなる公共的領域というのは、概念上の不可能性にほかならない。……事実、紛争と分裂なくして、複数主義的な民主政治は不可能である、と私たちは主張する。……コンセンサスのいかなる形態もヘゲモニー的節合の結果であること、またそれはつね

にその完全な実現を妨げる「外部」をもっていることを承認することこそ、デモクラシーの政治にとって肝腎であることを強調しておきたい。ハーバーマス主義者たちと異なり、私たちは、こうした「外部」の存在をデモクラシーのプロジェクトを腐食させるものと捉えず、むしろその可能性の条件そのものと理解している。」(同、三一―三二)

この批判は、熟議民主主義に基づく合意の問題点や限界について鋭く指摘し、同時にラディカル・デモクラシー(論)における社会的な紛争や分裂の必然性、重要性を説くものである。⁽²⁵⁾ ムフはその後、熟議民主主義に対する批判を一層強め、「闘技的民主主義」を主張するようになった(ムフ二〇〇五＝二〇〇八)。その主張は、「熟議民主主義論が目指すような合意は達成されえない。民主主義が包摂―排除のメカニズムを有しているとすれば、重要なことは熟議民主主義が「消去」した、「敵対性の次元」を再認識し、これを承認することである」(田村二〇〇八、四七)というように、そして、「一方で対立を政治ないし民主主義における不可避的構成要素として認識すると同時に、他方でそれ自体積極的に擁護されるべきものとして対立に規範の意味を付与した、という点に、闘技的民主主義の理論

的意義を確認することができる」（同、四九）と要約されている。

既存の民主主義論に代わって、ラディカル・デモクラシー論、あるいは闘技民主主義論が生み出された背景、そして必要性に関しては、以下の説明が示唆的である。

「新自由主義と地球市場化の政治は……社会階層を二極化させ、市民社会内に新しい排除を生んだ。象徴資本をもつジエンダーやエスニシティについては、敗者復活戦によるパワーポジションへの引き上げがある一方、象徴資本の圏外に置かれた者、つまり下層労働者、移民労働者、公害病患者、そしてマイノリティの多くは、終始パワーポジションから排除されたままであるか、排除の移譲の連鎖の中に再編成されるかのいずれかである。」（栗原二〇〇七、一四八）

ラディカル・デモクラシー論、闘技的民主主義論は、対抗的公共性、対抗的公共圏に関する有力な構想、理論として一部の研究者の間ではしだいに受容されるようになってきた。それは、民主主義が一層の民主化を行ってきたことへの応答、あるいはその必要性をより声高に主張するための理論武装という見方ができるかもしれない。しかし同時に、それは既存の民主主義（論）が重大な危機を迎えてい

ることと表裏一体であることは忘れてはならないのは当然である。

3. メディア政治とメディアの公共性

政治の場でメディアが強大な役割を担うメディア政治という状況は、これまで批判される機会の方が多かった。一方メディアは、民主主義と公共性という問題にとつて両義的な存在である。先に引用したように、メディアは「公共性の基盤でもありうると同時に、それを掘り崩すものでもありうる」し、また市場経済にしても「公共圏の基盤にもなりうると同時に、資本主義として公共圏そのものを破壊するかもしれない」（稲葉二〇〇八、一二七）からである。²⁶

メディア政治との関連で公共性、公共圏の問題について考える際に最も重要なのは、やはり大衆民主主義、ポピュリズムといった政治社会状況だと思われる。ここでまず参考すべきは、佐藤卓己による「ファシズムの公共性」の考え方である。というのも、ここでは大衆民主主義やポピュリズムが、市民的公共性とは対極の公共性、公共圏を生み出す可能性と危険性を有する点が強調されているからである。

佐藤はまず、「街頭公共性。街頭公共圏とは、祝祭やデ

モ行進で広場に集まった政治的世論を形成する空間である」(佐藤二〇一八、三七)と述べ、一般市民が集う「街頭」に注目する。それと同時に、「理性的な討議を前提とする市民的公共性とは違って、暴力的行為が潜在的にしろ顕在的にしろ存在した街頭の世論形成からファシスト的公共性を考えたい」(同)という独自の視点を提示する。そして、ドイツ・ナチズムにおける「公共圏」に関して次のように論じる。

「国民社会主義者の公共圏もただ宣伝や暴力による強制のみを前提とするものではなかった。なぜなら、国民国家の内部に議論を限定した場合、「財産と教養」という市民的公共性への入場条件より「言語と国籍」という入場条件の方が圧倒的に民主的である。また歴史上、公的な合意は限られた教養人の批判的な討論よりも、すべての大衆に開かれた神話やシンボルへの共感によって形成されてきたことも否定できない。……ヒトラーは「黙れ」といったのではなく「叫べ」といったのであり、利益集団型民主主義のワイマール体制に対して参加型民主主義の国民革命を対置した。」(同、五七―五八)

佐藤は続けて、ファシスト的公共性が民族共同体として

の国民国家、さらには国家民主主義と「親和性」をもち、両者は容易に「結託」したという歴史的事実を踏まえて以下のような主張を展開する。

「ファシスト的公共性は非自由主義であっても、反民主主義ではない。民主的参加の活性化は集団アイデンティティの強化に依存しており、「民族共同体」とも親和的である。さらに言えば、民主主義はファシズムの強制的同一化と結託してきたし、その結果として大衆社会の平準化は進んだ。そうであれば、民主主義はファシズムの歯止めとまらないばかりか、非国民(異民族)に不寛容な「民族共同体」の構造とさえも結託できる。そうした民主主義の危うさをファシスト的公共性という概念から読み取るべきなのである。」(同、五九)

この傾向を推進した重要な要因が、ラジオというメディアを中心とした、当時のメディア政治であることは間違いない。この点に注目するならば、国家民主主義だけでなく大衆民主主義と連繋する「公共性」の危険性が強調されることになる。この延長線上に、メディア政治と深く関わるポピュリズム政治が位置している。それは、大衆紙、ラジオ、テレビといったマス・メディアの普及によって加速されてきた。そうした問題点を克服する可能性を有するオー

ルタナティブ・メディアとしての「ニューメディア」、そしてインターネットにしてもポピュリズムの傾向を反転させてきたとは言い難い。以下の指摘は、インターネットの公共性の問題を巧みに要約している。⁽²⁷⁾

「かりにインターネット上の「公共性」が現実の空間ギャップを橋渡しする可能性を幾分かは宿しているとしても、異なった社会的条件を生きる他者に現実接するチャンスが失われていくならば、人びとがそれに関心をいだく（間）は偏狭なものにならざるをえない。」（齋藤二〇〇〇、八二）

その一方で、ポピュリズムの傾向を必ずしも批判的、否定的にとらえず、新たな民主主義が生じる重要な契機と見なす左派ポピュリズムと称する論者もいる。それは例えば、「ポピュリズムはイデオロギーではないし、特定の内容をもつプログラムから生まれるものでも、一箇の政治体制でもない。それは時と場所に応じて、多様なイデオロギー形態をとることがあるし、様々な政治的枠組みとも両立する政治技法である」（ムフ二〇一八Ⅱ二〇一九、二四）と主張する。その上で、以下に示す「ポピュリズム・モーメント」について論じている。

「ポピュリズム・モーメントについて語ることができるのは、政治的、あるいは社会経済的変容を迫る圧力のもと、満たされることのない諸要求が増加することで、支配的ヘゲモニーが不安定になるときである。そのような状況においては、現行の諸制度は既存の秩序を守ろうとするため、人びとの忠誠を得ることができない。結果として、ヘゲモニー編成の社会的基礎となる歴史的ブロックはばらばらになり、集合的行為のための新しい主体——人民——を構築する可能性が開けてくる。不公正であると感じられた社会秩序をつくりなおせるのは、このような主体なのである。」（同）

これが「左派ポピュリズム」の一つの重要な認識、戦略である。もちろん、メディア政治もこうした文脈の中で論じられることになるはずである。それが「下からの公共性」、あるいは対抗的公共性、対抗的公共圏の一つの姿を示すことになるのである。

例えば、「公共性」は、「社会主義」に代わって、「資本主義」体制における社会批判の基軸となる、ユートピア的理想としての役割を押しつけられることになった。」（稲葉二〇〇八、一一）といった指摘に出会うと、メディアの公共性、あるいは公共圏としてのメディアという問題設定が、

メディアの役割を重視するあまり、公共性、公共圏に関するこれまでの研究成果を十分に参照してこなかったことがわかる。本稿はそうした課題に少しでも応えるために、日本社会での研究成果を中心に、あるいは冒頭で述べたように、学説史意味合いを強く意識しつつ、民主主義と公共性という難題に取り組んだものである。前述したように、それはメディアの公共性、あるいは公共圏としてのメディアという課題に正面から取り組むための準備作業なのである。

(1) この視点は、丸山眞男の以下の民主主義論に依拠することにはかならない。

「民主主義というものは、人民が本来制度の自己目的化——物神化——を不断に警戒し、制度の現実の働き方を絶えず監視し批判する姿勢によって、はじめて生きたものとなり得るのです。……つまり自由と同じように民主主義も、不断の民主化によって辛うじて民主主義でありうるような、そうした性格を本質的にもっています。民主主義的思考とは、定義や結論よりもプロセスを重視することだといわれることの、もっとも内奥の意味がそこにあるわけです。」(丸山 一九六一、一五六—一五七)

(2) 政治体制としての民主主義、および民主化に関する比

較検討を行うという重要な作業については、例えば、粕谷(二〇一四)の第五章「政治体制としての民主主義」、第六章「民主化」を参照。

(3) こうした主張は、リップマンの代表的著作である『世論』においても随所に見られる(リップマン 一九二二＝一九八七)。その一方で、リップマンは公共哲学・公共性と言論の自由との関係については、以下のように述べている。

「公共哲学においては、言論の自由は意見の対決ための手段と考えられる」「討論が存在しなければ、無制約の発言は意見の劣化を導く……。……言論の自由は、ただ新聞や出版、放送や上映の自由に対する干渉に反対するだけでは決して維持することはできない。討論を促進することによってのみ維持できる。」(リップマン 一九五五＝二〇二三、二二〇・二二二)

ここで留意すべきは、リップマンが有力なジャーナリストの一人として、民主主義における言論の自由やジャーナリズムの重要性は強く認識していた点である。

(4) その結果、ヨーロッパでは「社会帝国主義」と呼ぶる国家が登場するようになった。それは、「たぶんマルクス主義的社会主義(革命運動)との対抗を意識しつつ、全階級を結集して国民と帝国の防衛にあたらしめるために、最も恵まれぬ階級(労働者階級)に、帝国の利益と彼らの

利益の不可分性を説き、またそのことを納得させるために、ある程度の社会改革計画を実行しようとする思想・体制・運動」(田口〓鈴木 一九九七、一二四)。と説明されている。

関連して、多元主義論の観点から、「積極国家を含みこむことによって、多元主義は資本主義の対極に立つイデオロギーとなった」(ロウイ 一九七九〓一九八一、六八)という興味深い指摘もある。

(5) この主張に関しては、「第二次世界大戦後、自由民主主義体制は、現実政治とイデオロギーの両面で、「敵」であつた共産主義体制とのヘゲモニー確保の闘争を通じてみずからの存在理由となし、またそれによってエネルギーを蓄えてきた現実がある」(千葉 二〇〇〇、vii)、という指摘が参考になる。

(6) アドルフのこの見解に関しては、「あまりにもしばしば、現代の資本主義を、継ぎ目なく、沈静化した、自己統御型のシステムとして「悪魔化」しすぎるきらいがある」(イーグルトン 一九九一〓一九九六、二二六)と評されたことがある。

(7) こうした見解が提示された背景には、当時の公共性の状況に関して、「市民的公共性が成立しがたくなり、制度的にも意識のうえでも公共性の中身が曖昧化したとき、我々も公共性への暗黙の合意を失っていった」(三上 二〇

一〇、六七)と要約されるハーバーマスの認識が存在していたという指摘もある。

(8) 知られるように、政治思想、政治理論の領域では、現代にいたるまでアーレントは多大な影響を及ぼしてきた。公共性の問題に関連して参照される機会が多いのが、アーレントの名著である『人間の条件』である。その中で展開されている、主要概念の一つである「活動」(それは、「労働」「仕事」と対比される)と、それに伴うコミュニケーションについては次の要約が参考になる。

「人々が」相互の違いをふまえてお互いを認めあい(複数性)、相互に関わりあつて、新しいことを「始める」、つまり「活動(action)」を始めるのである。しかもそれは、人がそれ自体意味があると自ら判断して行う活動〓行為であつて、単に社会の慣習や通念に従つただけの行動(behavior)とは区別される。そしてこの活動〓行為には意味が関わるがゆえに、それは何らかの仕方で語るものである。したがって言論もまた行為のひとつであり、言葉によって語ることで人は理解可能な意味のある経験、つまり「生の物語」を紡ぎ、それを伝えることができるのである。」(志水 二〇一一、一五九)

関連して志水は、アーレントの政治思想について、「それまでヨーロッパ中心の合理主義的思考、また家父長的な

「一つの真理」が強制する一様性、一貫性を退けて、代わりに誰も支配せず、誰にも服従しない、人々の共存する新しい哲学的地平の開示——支配しない知の構築（真の民主主義）を目指し（た）（同、一六二—一六三）と説明する。

（9）この点に関しては、「デューイの言うところの「公衆（パブリック）」とは、より多くの異なったアイディアと事実をもちより、より多くのインタラクションが発生する過程において形成される人間の有機的集合。そのような人間の自由な組織活動の過程を包摂する政体が民主主義のクリパブリック（である）」（林二〇〇二、一五四）という指摘が参考になる。

（10）公共性（公共圏）の多元性、重層性に関しては、花田達朗は「公共圏の実体は単一ではなく、同じ広がりではなく、での競合性と、ローカルな公共圏（地方的公共圏ではなく、現場公共圏）から世界公共圏までの重層性を持つ」と述べている（花田一九九九、四二）。なお、この点はハーバーマス批判の重要な論点になっている（後述）。

（11）権力多元論や多元主義論は、アメリカ政治学において、一時期「コミュニティ権力構造論争」として多くの関心を集め（秋元一九七一）、それを契機として権力論が多次元の権力論として刺激的な展開を見せた（大石一九九八）。

（12）とはいえ、利益集団主義的自由主義、あるいは多元主義論が公共性の論議から完全に距離をおくことになったと

言うことはできない。というのも、「個人主義に立脚する多元主義的民主主義論は対立競合する多様な利益を表出し討議によりその相互調整を図るプロセスとして民主政を捉える。かかるプロセスは、理念的には多様な市民の種々の自己利益等の実現を図る公正な機会を保障し少数意見を尊重したうえで政策決定する過程であるので、公共性を有する」（嵯山二〇一五、二一九）という見方も存在してきたからである。

（13）「公共」に関する桂木の理解は、「公」と「公共」の対比から導き出されたものである。それは、「公」が、比較的はつきりとした制度的な裏付けを持った存在であるとするとならば、「公共」はそうした制度によって特徴づけられるのではなく、むしろ多様な活動の集積として、必ずしも一貫性を有するものではないが、自発的で持続的な生成として理解できる」（桂木二〇〇五、一七）というものである。なお、ここで「公」というのは、「国家（機構）」がそれにあたる。

（14）この問題に関連して、以下に示すような理念的観点からの国家民主主義批判が行われたこともある。

「ナショナリズムはナショナリズムであるかぎり、ネーション（民族、国民）の一体性、同質性、同一性を仮構し、異質な他者の排除に向かう本質的な傾向をもっていることも否定できない……。民主主義のイ

メージを、異質な民族性や民族的記憶をもつ人々が相互の差異を尊重しあう政治的装置として考えるなら、私はやはり来るべき民主主義として、ナシヨナリズムを超えた民主主義、ナシヨナリズムなき民主主義を構想すべき（と考える）。（高橋一九九九、一五九）

この種の見解は後述する「上からの公共性」の問題点に関する指摘、批判と深く関連する。

(15) コミュニティに関しては、「温かい」場所であり、居心地がよく、快適な場所」（パウマン二〇〇一―二〇〇八、八）と表現されたことがある。その一方で、コミュニティとは、「コミュニティの外の世界はコミュニティ内の生活よりも真実性がなく、本物でない、ということでしょうか。あるいは。その答えの結果は外部への挑戦ではなく、外部を退けることであり、背を向けて、「理解してくれろ」他の人々と用心深くわかれあうことへもぐりこむことだ」（セネット一九七六―一九九一、四三三）と評されるように、その求心力の強さによる閉鎖性が指摘されることも多い。

なお、コミュニティの構成要因としては、①地理的空間の限定性という「地域性」、②コミュニティの構成員同士の相互作用という「共同性」、③そうした構成員間の社会的心理的な絆を指す「コミュニティ感情」があげられるのが一般的である（倉沢二〇〇二、一七、マッキーバー二ページ一九二四―一九七三、二二）。ここで言うコミュニティ

ティ感情は、コミュニティを単位とする「我々意識」、コミュニティにおける「役割意識」、そしてコミュニティに対する「依存意識」によって構成される（マッキーバー二ページ一九二四―一九七三、二六―二七）。

(16) ナシヨナリズムに関しては、「人々に、地域、宗教、言語などを要因とする『ネーション（民族ないしは国民）』という単位を想定させ、それに対する人々の求心力を増大させ、諸利益の拡張を図ろうとする思想と運動」という最大公約数的な定義に依拠している。

(17) ここで強調しておきたいのは、「（二〇世紀末以降）『公共圏』としての市民社会は、市場経済をその存在基盤としつつも、同時にその存在基盤はその自由を制約するものであるため、市民社会は「市場の論理」に屈することなく、市場経済と緊張関係を保たねばならない」ことから、「市民社会」を主として「政治的公共圏」として捉える」という視点が優先されるという点である（稲葉二〇〇八、三一）。

本稿でもこれまで何度も言及してきたが、福祉国家や社会国家によって「正当化」される「上からの公共性」は、当然のことながら市場経済の力学と対立することから、後者を「下からの公共性」の重要な構成要因ととらえることは十分可能である。ただし、ここでの指摘にもあるように、市場経済と市民社会は対峙する場合も多々見られることか

ら、市民的公共性、市民的公共圏について論じる場合には、政治的公共性、政治的公共圏が優先されることになる。

(18) 住民運動はしだいに政策過程への住民参加や市民参加という、政治参加の新たな制度として定着するようになった。こうした動きと関連して、公共事業の公共性に関して、やはり長谷川が以下のように論じている点は参考になる。

「今日的には、(1)広範な社会的有用性とともに、(2)環境破壊をとまわらないこと、(3)社会的合意が得られることが、公共事業が備えるべき要件である。そのためには、(a)代替案の検討を含めて、(b)情報公開のもとで、(c)すべての利害当事者が、(d)事前の、できるだけ早期の段階から、(e)計画決定過程で、(f)それぞれの利害を主張し、公論を表明しあうことが必要であり、(g)透明性と説明責任、社会的公正と効率性といった観点から、(h)自然環境への影響や、(i)社会的・経済的・文化的影響が精確に予測されなければならない。これらの要件のいずれかを欠く場合には、当該事業は公共性を満たしていないのである。」(長谷川 二〇〇三、二〇六)

(19) アメリカと西欧の社会運動の違いに関して、以下のように興味深い指摘がある。

「アメリカの社会運動は常に市民生活と緊密に結びついていて、そのため圧力団体とか自発的な集団を基

盤にしているのです。一方、ヨーロッパの社会運動はいつでも階級的行為主体とか政党の方に密接に関わっているのです、階級的利害を政治目標に転換することの方にはるかに熱心なのです。」(メルツチ 一九八九 一九九七、二五四)

また、ハーバーマスの「市民(ブルジョア)的公共性」概念の修正に関しては、近代社会を「未完のプロジェクト」ととらえていた「近代主義者」ハーバーマスの限界を指摘した、以下の率直な批判を掲げておきたい。

「文化とアイデンティティの問題は、ハーバーマスが社会運動を無視したことと関係がある。おそらく、ハーバーマスの公共圏についての見解は、公共圏を、ひとりひとりの個人が自分の考えかたをもち、批判をおこなう領域にすぎないとするブルジョア的な自由主義の理念とあまりに似かよっている。しかし、公共の場における討議や民主主義的な政治とともに、社会運動の大きな影響を受けている。」(キヤルホーン 一九九二 一九九九、二九)

(20) ここで言う「相互尊重的熟議民主主義」は、意見の複数性と公共性に関する以下の指摘と大きく重なるものである。

「意見とは、「私にはこう見える」という世界へのパースペクティブを他者に向かって語ることである。

…公共的空間における私たちの言説の意味は、その違いを互いに明らかにすることにあり、その違いを一つの合意に向けて収斂することにはない。むしろ、この空間においてはある一つのパースペクティブが失われていくことの方が問題なのである。…ある人の意見が失われるということは、他にかけ替えのない世界のパースペクティブが失われるということである。ある人が公共空間から去るということは、それだけ私たちの世界が貧しくなるということを意味する。」(齋藤 一二〇〇、四九―五〇)

(21) 熟議民主主義に対するメディアの貢献に関しては、以下のような比較的好意的な見解が存在する。

「制度的、民主的な立場からは、熟議が意見の相違とその実践的解決についての合意を確認する理想的な方法である限り、それぞれの見地はその限界まで問われる必要がある。ここで、メディアはより強力な役割を果たすことができる。公共サービス・メディアがそのような役割を担っているように見えるかもしれないが、商業メディアは、異なる観点間の意見交換と理解を助けるためにさらに多くのことを行うように求められる可能性がある。」(ギボンズ 二〇二〇＝二〇二一、二四一)

(22) 公共性と共同性・共同体の問題に関しては、加藤典洋

の『敗戦後論』を契機に、アジア太平洋戦争の戦争責任、主にアジア諸国に対する謝罪をめぐる興味深い論戦が行われ、多くの関心を集めた。

加藤は、まず「戦後日本の外向きの正史は、日本の侵略戦争を公式に認めてきたが、その際、敗戦者のねじれを、戦勝者の前に示すというを行わなかった。……この打ちすてられた侵略者である使者を『引きとり』、その死者とともに侵略者の烙印を国際社会の中で受けることが、じつは一個の人格として、国際社会で侵略戦争の担い手たる責任を引き上げることの第一歩」(加藤 一九九七、五五)という認識を示した。そして、「死者との関係を公共的にすること、死者との共同性からの自立が、あの分裂の克服、歴史を引き受ける主体の形成のカギなのだ」(同、二四八)と断じた。

加藤のこの見解に対しては、高橋哲也が「この主張は、日本社会を『一個の人格』にたとえ、そのことを前提として日本の戦争犠牲者を弔い、同時にアジアに対する侵略者であったことを認め、謝罪するというものである」と要約し、「アジアの被害者に向き合うことなく、『自国の』死者のみの哀悼によって立ち上げられる『国民主体』は、必然的にアジアの被害者の記憶を排除したものになる」(高橋 一九九九、一五五)と述べ、加藤の言う「哀悼共同体の閉鎖性」を強く批判した(同、一五二)。

続けて高橋は、加藤の主張について「われわれ日本人」としての国民主体は……「自国のために死んだ兵士たちへの哀悼共同体として」、「わたし達がここににいることのために死んだ」兵士たちへの感謝の共同体として考えられている」(同、一四五)ことから、「きわめて家族主義的な閉じられた共同体になってしまう」(同、一五四)と論難することになったのである。

(23) というのも、コミュニティ(想像の共同体)としての国民国家は、以下に示すようなコミュニティアニズム(共同体主義)の見解と一定の親和性を持つからである。

「コミュニティアニズムにおいては、この善き生の構想の構築過程は、経験による経験の共有可能性を土台にした共同性(共同的価値)の構築過程でもある。……そこには、つねにすでにある一つの社会でともに生きようとする志向、つまり「社会的連帯」の構築が含意されている。そして、善き生の構想と社会的連帯を互いに支えあう形で反省的に再構築する文化的・社会的過程の全体が「伝統」という概念のもとで包摂されている……」(土場二〇〇六、一三三—一三三)

この種の共同体(論)に関しては、「リベラリズムにおける〈個人〉、社会主義における〈階級〉という基礎概念に対して、〈共同体〉という基礎概念の復権を説く「共同体論」(井上 一九九九、一九〇)という指摘もある。

(24) こうした宣言を行う目的は、「新しいヘゲモニーの確立」と明言されている。ラクラウとムフにとつて、ラディカルを信条とするはずの左翼勢力の以下のような変貌を遂げてしまったことにほかならないというのが、その理由である。

「〔新しいヘゲモニーの確立ためには〕新しい政治的境界の創造が要請され、その消滅が要請されるのではない。左翼勢力がついに多元主義と自由民主主義の諸制度の重要性に取り組み始めたのは、明らかにいことだ。しかし問題は、そのことが、現在のヘゲモニー的秩序の変革へのいっさいの試みの放棄を意味するとの誤った信念が、そこに伴っていることである。そこから派生するのは、合意の神聖化、左翼と右翼と境界の違いの曖昧化、中道への移行である。」(ラクラウⅡ ムフ二〇〇一＝二〇二二、二二六—二二七)

(25) 齋藤純一は、ラディカル・デモクラシーのこうした見解と同様の立場から、ハーバーマスの「自律的公共圏」、「政治的公共性」の概念に関して、次に示すような解釈を行い、その展開をはかっている。

「〔政治的公共性とは〕さまざまな公共圏が「コミュニケーション権力」(反省に媒介された議論の力)を形成し、それを政治システムに向けて出力する空間」(齋藤二〇〇〇、三二頁)であり、「公共圏のあるべき姿。合意を形成

していくための討議の空間」(同、三三)である。そこでは「既存の合意の批判的解体」という側面を有することから、「討議にとって、合意を産出すること以上に重要なのは議論の継続(再審の可能性)を保証する手続きを維持すること」(同、三五)であり、したがって「討議は合意が形成される過程であると同時に不合意が新たに創出されていく過程でもある。合意を形成していくことと不合意の在り処を顕在化していくことは矛盾しない。討議が開かれたものであることの意義は、不合意に公共的な光が当てられることにある」(同、三六)。

(26) 広く知られるように、メディアと公共性、公共圏という問題に関しては、「サロンやカフェなどの対面的なコミュニケーションの場における「議論する公衆」が、新聞・雑誌などの活字メディアに媒介されて「読書する公衆」へ、さらにはラジオやテレビなどのマスメディアの発達のもとで文化を「消費する大衆」へと転形していく点である。公共圏とそこにおける市民のあり方の変容を規定する要因の一つは、メディアと場の変容である」(長谷川二〇〇三、二〇二)と要約されている。

あるいはハーバーマスが論じた公共圏論の歴史的階梯に関しては、以下のように提示されたことがある(花田一九九九、一七一―一八)。

① 歴史過程のなから理念型として抽出され、規範的概

念として設定された(公共圏)は、次に同時代状況の実態分析に適用され、そこで両義的存在となる。

② その両義性を持った公共圏およびマスメディアの実態に対して、〈生活世界〉という新しい規範的関係概念が対置されるのだが、それは直ちに「システムによる生活世界の植民地化」という実態に移され、公共圏およびマスメディアは再び実態のなかに置かれる。

③ それらの実態の両義性を担保するために、新しく「自己組織化および相互主観性」の概念が導入され、公共圏に付与され、規範化がはかられる。

④ そのように再構築された規範的な公共圏が現実に妥当性・有効性を発揮したと見られる中欧・東欧革命のプロセスがあり、そして他方で依然として根底から変革されなければならない西欧資本主義諸国の政治システムと公共圏の関係があるなかで、つまりそのように両義性の再確認される実態に対して「市民社会」という別の新しい規範的関係概念が据えられるのであり、それによって両義性の再確認は担保される。

(27) インターネットに対するこのような留保、さらには批判を一定程度受容しながらも、従来の公共圏論を批判的に論じながらソーシャル・メディアの可能性に関する主張を展開する論者もいる。その主要部分を以下に引用しておく。

「公共圏におけるコミュニケーション的行為のため

の空間を開けばそれで十分だ、というわけでもない。メディアに繋がとめられた者とは、虚偽意識に囚われた形象ではなく、ウェブに囚われ、メディアに注意を奪われ、メディアの虜になった者のことなのである。」(ネグリ・ハート 二〇一二二〇一三、七五―七六)

「私たちは諸々の特異性としてネットワークのなかで自由な可動性を手にしている。……ここでの中心的な役割を担うのが、政治的組織化の形態である。つまりその形態とは、諸々の特異性からなる脱中心化されたマルチチュードが、水平的コミュニケーションを交わす、というものである(またソーシャル・メディアは、そうした組織化の形態と合致したもので、マルチチュードにとって有用な働きをする)。(同、七五)

参考文献、論文

- 秋元律郎(一九七二)『現代都市の権力構造』青木書店。
 縄山守夫(二〇一五)『公共性』『千葉商大論叢』五三(一)、二二三―二三一。
 アドルノ、テオドル・ゲーレン、アーノルト(一九六四)『二〇一九』『公共性―それは本来いかなるものか?』橋本紘樹訳『京都大学大学院独文研究室研究報告刊行会研究報告』三二巻。

阿部斉(一九六六)『民主主義と公共の概念』勁草書房。

阿部斉(一九七三)『現代社会における公共の可能性』『放送学研究』二五号、五一―三〇。

イーグルトン、テリー(一九九一―一九九六)『イデオロギ

ーとは何か』大橋洋一訳、平凡社。

伊藤洋典(二〇一三)『共同体』をめぐる政治学』ナカニシヤ出版。

稲葉振一郎(二〇〇八)『公共性』論』NTT出版。

井上達夫(一九九九)『他者への自由』創文社。

NHK取材班(一九九〇)『かくして革命は国境を超えた』

日本放送出版協会。

大石裕(一九九八)『政治コミュニケーション―理論と分析』

勁草書房。

大石裕(二〇二二)『国家・メディア・コミュニティ』慶應

義塾大学法学研究会叢書。

岡田直之(二〇〇三)『リップマン対デュイ論争の見取り

図と意義』広瀬英彦・岡田直之編著『現代メディア社会

の諸相』学文社、一六七―二〇〇。

柏谷祐子(二〇一四)『比較政治学』ミネルヴァ書房。

桂木隆夫(二〇〇五)『公共哲学とはなんだろう』勁草書房。

加藤典洋(一九九七)『敗戦後論』講談社。

カノヴァン、マーガレット(一九七四―一九八一)『ハン

ナ・アーレントの政治思想』寺島俊穂訳、未來社。

ギボンズ、トーマス（二〇二〇＝二〇二二）「言論のための

プラットフォームを提供すること」ケニオン、アンドリ
ュー・T.、スコット、アンドリュー（編）『積極的な

言論の自由―根拠、手法、含意（一）』池端忠司訳、『神
奈川法学』五五（三）、二二四―二四七。

キャルホーン、クレイグ（一九九二＝一九九九）「序論―ハ

ーバーマスと公共圏」同編『ハーバーマスと公共圏』山
本啓・新田滋訳、未來社、一一―三七。

倉沢進（二〇〇二）『コミュニティ論（改訂版）』放送大学教
育振興会。

栗原彬（二〇〇七）「新しい人」の政治の方へ」日本政治学
会『年報政治学二〇〇七―II』木鐸社、一四二―一六二。

小林直樹（一九八九）「現代公共性の考察」『公法研究』五
一、二七―六二。

権安理（二〇一八）『公共的なもの―アレントと戦後日
本』作品社。

齋藤純一（二〇〇〇）『公共性』岩波書店。
齋藤純一（二〇〇五）『自由』岩波書店。

齋藤純一（二〇〇八）『政治と複数性』岩波書店。
佐藤卓己（二〇一八）『ファシストの公共性』岩波書店。

篠原雅武（二〇〇七）『公共空間の政治理論』人文書院。
志水紀代子（二〇一）「公的空間―H. アーレント」人間
の条件』井上俊・伊藤公雄編『政治・権力・公共性』

世界思想社、一五七―一六六。

セネット、リチャード（一九七六＝一九九二）『公共性の喪
失』北川克彦、高階悟訳、晶文社。

高橋哲哉（一九九九）『戦後責任論』講談社。

高島通敏（一九七二）『政治の論理と市民』筑摩書房。

田口富久治、鈴木一人（一九九七）『グローバルゼーション
と国民国家』青木書店。

田村哲樹（二〇〇八）『熟議の理由』勁草書房。

タール（一九九一＝一九九九）『現代政治分析』高島通敏訳、
岩波書店。

千葉眞（二〇〇〇）『デモクラシー』岩波書店。
千葉眞（二〇〇二）『市民社会・市民・公共性』佐々木毅・

金泰昌編『公共哲学』5 国家と人間と公共性』東京大学
出版会、一一五―一四六。

土場学（二〇〇六）『公共性と共同性のあいだ―公共性の社
会学の可能性』『応用社会学』一六号、二二七―二三八。

デュイー、ジョン（一九二七＝一九六九）『現代政治の基礎
―公衆とその諸問題』阿部斉訳、みすず書房。

西尾孝司（一九八二）『市民』日本政治学会編『年報政治学
政治学の基礎概念』岩波書店、二―一一。

ネグリ、アントニオ、ハート、マイケル（二〇二二＝二〇一
三）『叛逆―マルチチュードの民主主義宣言』水島一

憲・清水知子訳、NHK出版。

- 長谷川公一 (二〇〇三) 『環境運動と新しい公共圏』有斐閣。
- 花田達朗 (一九九六) 『公共圏という名の社会空間』木鐸社。
- 花田達朗 (一九九九) 『メディアと公共圏のポリティクス』東京大学出版会。
- 林香里 (二〇〇二) 『マスメディアの周縁、ジャーナリズムの核心』新曜社。
- 晴山一穂 (二〇〇九) 「公共性概念に関する一考察」『専修法學論集』一〇六巻、五三—八〇。
- ハーバーマス、ユルゲン (一九九〇＝一九九四) 『公共性の構造転換』細谷貞雄・山田正行訳、未来社。
- パウマン、ジグムント (二〇〇一＝二〇〇八) 『コミュニティ』奥井智之訳、筑摩書房。
- フクヤマ、フランシス (一九九二＝一九九二(上)) 『歴史の終わり』渡部昇一訳、三笠書房。
- フクヤマ、フランシス (マチルデ・ファスティング編) (二〇一＝二〇二二) 『歴史の終わりの後』山田文訳、中央公論新社。
- ペーターズ、ベルンハルト (二〇〇八) 「公共性の意味」、徳安彰編訳『法政大学社会学部科研費プロジェクト「公共圏と規範理論」資料集・翻訳 (二)」、一一—五七。
- ヘルシャー、ルキアン (二〇〇八) 「公共性」、徳安彰訳『法政大学社会学部科研費プロジェクト「公共圏と規範理論」資料集・翻訳 (一)』、一一—一〇。
- マッキーバー、ロバート＝ページ、チャールズ (一九二四＝一九七三) 「コミュニティと地域社会感情」若林敬子ほか編『現代のエスプリ』No.88 コミュニティ、一二—三〇。
- 丸山眞男 (一九六二) 『日本の思想』岩波新書。
- 丸山眞男 (一九七六) 『戦中と戦後の間』みすず書房。
- 三上剛史 (二〇一〇) 「新たな公共空間—公共性概念とモダニティ」『社会学評論』四八 (四)、四五三—四七三。
- 三辺博之 (一九八二) 『自由』日本政治学会編『年報政治学政治学の基礎概念』岩波書店、一二—二三。
- ムフ、シャントル (二〇〇五＝二〇〇八) 『政治的なものについて—闘技的民主主義と多元主義的グローバル秩序の構築』酒井隆史監訳、明石書店。
- ムフ、シャントル (二〇一八＝二〇一九) 『左派ポピュリズムのために』山本圭・塩田潤訳、明石書店。
- メルツチ、アルベルト (一九八九＝一九九七) 『現在に生きる遊牧民』山之内靖ほか訳、岩波書店。
- モンク、ヤシャ (二〇一八) 『迷走する民主主義—三つのシナリオの先に』丸山俊一・NHK「欲望の民主主義」制作班『欲望の民主主義』幻冬舎新書、一七—四一。
- 山岡龍一 (二〇一〇) 「公共哲学の現像」山岡龍一・齋藤純一編著『公共哲学』放送大学教育振興会、二六—四三。
- ラクラウ、エルネスト＝ムフ、シャントル (二〇〇一＝二〇

- 一二『民主主義の革命―ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』西永亮・千葉眞訳、ちくま学芸文庫。
- リップマン、ウォルター（一九二二―一九八七）『世論（上）』掛川トミ子訳、岩波文庫。
- リップマン、ウォルター（一九二五―二〇〇七）『幻の公衆』河崎吉紀訳、柏書房。
- リップマン、ウォルター（一九五五―二〇二三）『公共哲学』小林正弥監訳、勁草書房。
- ロウイ、セオドア・J.（一九七九―一九八二）『自由主義の終焉』村松岐夫監訳、木鐸社。
- 鷺田清一（二〇〇二）『時代のきしみ―わたしと国家のあいだ』TBSブリタニカ。